より除却し、組合員として義務を履行し終れば以て足れりとす、然れども商人にして當該會館公所に入會せざるか、或は入會して後事由なくして退會するか、何れの場合を問はず、該會館公所の組合員たらざるものは、一定の權利を得ず、又義務も之を負はざる代りに、其組合員として享くべき便宜を得ず、商取引上其他種々なる日常の事に際して往々不利の地位に立たざるべからざるのみならず、時としては會館公所の大なる反抗と妨害を受けて到底自己の安全を保持することを能はざるに至ることあり、されば其入會、退會は甚だ自由に放任せられたりと雖も、其實此の事情の存するを以て商人は遂に入會せざるを得ず、入會すれば破產死亡等の理由あるにあらざれば退會するを得ざるべきなり。

第五　役　員

各會館公所に於ては其章程を以て役員に關する規定を設く、即ち役員の重なるものは値年董事にして其下に値理あり、庶務員あり、更に其下に雜役あり今役員の種類、名稱、任免、職責員數等に就て以下少しく詳說する所あるべし。

會館公所に於ける値年董事とは會館公所の組合員中より公選せし一年間該會館公所の事務取扱に任ぜらるる者を云ふ、其員數凡て五名にして其公選の方法は毎年一月十日夜に於ける會館公所の集會の席上に於て投票を以て之を決す、但し再選の必要を認めたる時は一月八日夜に集會を開き抽籤の方法に依り前任董事五名中三名を去り二名を留むるものとす、値年董事は重に組合員中の殷商にして且名譽職なるを以て無俸給なりとす、値年董事は之を分つて左の三種とす。

(一)　**主席董事**　毎年一月十日の集會に於て値年董事の選任完了の後、該董事中より互選により決せらる、其員數一名にして會館公所内に於て殆ど全權を有し議事あるに會すれば、庶務員に命じて組合員を集會せしめ、議事にして賛否相半ばする事あれば自己の意見を以て之を決し、又値理を統率して會館公所に關する一切の金銀出納事務を管理し、且つ一定の範圍内に於て公金の自由處分を許さる、會館公所を代表して組合員が文書類に署名或は捺印する場合には主席董事先づ初めに之を行ふ其他主席董事は時宜に應じて會館公所内の事務一切を整理の目的を以て之を檢閲するの義務を有

す。

(二)　司庫董事　互選により決す、互選の方法は主席董事と全く相同じ、其員數は一名にして其職責は主席董事と共に公金の出納を管理するにあれ共其値理と異なる所は値理にありては重に金銀出納に關する帳簿の整理を以て任ずるも、司庫董事は之に反し重に公金の支出を管理し、役員の俸給手當房租等は其給付する所なり。

(三)　値年董事　員數三名、主席董事を幇助して會館公所に關する百般の整理に任ず。

廣東公所及齊燕公所に於ては共に値理と稱し、江皖蘇浙會館に於ては司事と稱す、集議により組合員中より選擇して之に任ず、其員數二名にして職責は司庫董事を助けて公所の金銀出納に關する帳簿を整理す、毎日會館公所に出頭するを常とし、其俸給凡そ一人一箇月三四十兩なりとす。

第六　庶務員

各會館公所に於ては各庶務員なるものを聘用して常に會館公所内に居住せしめ、文書の發送廣告事務議案の登錄其他會館公所内一切の事宜を監督整理せしめ、兼ねて會館公所添設の學堂に於て組合員の子弟に學科を教授せしむ、又會館公所各年度の金銀出納項目は年末に至り庶務員より之を清單に明記して、値年董事全員の署名を得て新聞紙により廣告するを常とす、其員數一、二名にして俸給は三十兩内外なり、而して庶務員を助け常に會館公所内に居住して來客の接待其他取次の事務に當る者に聽差と稱する者あり、其員數一名にして月俸凡そ十五、六兩なりとす。

雜役には看門、茶房等あり、看門とは門番にして茶房とは給仕なり、二者共に會館公所内に居住して或は門番をなし、或は館内所内を洒掃し其會日に際しては上司の命を奉じて種々なる事務に從ふ、其員數は二者各一名なるを常とし手當は一人一箇月凡そ四、五兩なりとす。

會館公所に於ては以上の諸役員の外に、廣東公所に於ては値季議員なるものを置き、常に議案に對し討議考察することとす、其員數は二十名にして内十名は組合員たる商人中より其餘の十名は商人にあらざる組合員中より考詮して之

に任ず、而して二十名を四班に分ち五人宛順次春夏秋冬各季の議員となる、其職責は或は臨時會に於ける議事に參與し、或は會を招集することを決し、或は組合員の申請事項を受理する等なり、只齊燕公所に於ては値季議員の代りに値月なるものを置く、値月は組合員中より選出し其員數凡て十二人毎月交替を以て二人宛之に當る、其職責は値季議員と異なる所なし、共に無俸給なりとす。

第七　集會

會館公所に於ける集會は之を分つて例會及臨時會の二種とす、例會とは凡そ毎月必ず一回或は二回之を開く、董事及議員の集會にして組合員或は公所に關する一切の事宜を討議するものとす、但し董事の半數以上が認めて以て臨時會を招集するに足るべき重大なる議事なりとなす時は何時にても董事は之を招集するを得。

臨時會とは即以上述べたる外尚臨時組合員の請求あるに際し、董事或は議員が之を是認するによりて招集す、其是認の方法に至りては或は主席董事之を決し、或は二人以上の値年董事の合意を以てし、或は議員三分の二以上の合意を以て之を決す、而して其議事に關し或は商務公所のそれと相牴觸することなきを保せざるを以て、各幇毎年選出の商務公所董事をして常に該會館公所に於ける議案を報ぜしめ庶務員をして登錄せしめ置き、以て其參考に供するの方法を採る、此外會館に於ては春秋二季祭神の日に組合員全部會館に集りて酒筵を開き神戲神に奉る芝居をなし、以て一面敬神の意を示すと共に一面には組合員相互の交情を溫むることゝす。

第八　收入支出

青島に於ける會館公所は未だ全く創業の際に屬し、建築の宏壯なるものあるにあらず、隨て事業の發展なきを以て其經費の如き決して巨額に上るべき理なしされど役員の俸給地租、房租、館內用器具、什物其他組合員の爲にする善擧事業集會の際に要する費用等其支出すべきもの甚だ少からず。

會館公所に於ける收入は之を分つて經常收入及臨時收入の二種となす、經常收入に屬すべきものは即ち月捐と稱し毎月組合員全體より納付する一定の寄附金なりとす、即ち名は寄附金なりと雖も其實は徵收の性質を帶び組合員は必

ず之を納付せざるものなり、是れ會館公所は原來其設立の目的善擧に存したるを以て、其經費に充當せらるべき納付金も自ら美名の下に徴收せられざるべからざるの致す所なりとす。

而して月捐は各組合員の負擔能力に應じ之を三等或は四等に分類するを常とし、廣東公所に於ては一等二弗、二等一弗、三等五角と定めたり。

臨時收入とは組合員或は組合員以外の同省官吏及商人より隨時任意に納付し來る寄附金にして、其額は常に月捐の上に達し非常なる巨額に達すること往々あり。

第二節　齊燕公所の規定

凡そ貿易港の振興は首として商務の振興による、而して商務を振興せんと欲せば最も規章の明晰なるを要す、而して規章を明晰ならしめんと欲せば更に衆志の聯合するを要す、既に衆志の聯結堅固ならんか最も其持久彌堅を貴ぶべきなり、正に斯の如くんば貿易港に於ける各商店舖は一律之が稗益に浴するや必

せり、顧みれば我が青島の開港してより以來既に數年を經たり、規模未だ著しく具備するに臻らずと雖も同人皆公所に集會して時宜に適當なる條章を追加整頓し凡て二十二條を得たり、之を並錄すれば凡そ左の如し。

一、賣買の事たるや從來洋錢の交易に係りしが、土木建築工事の浩繁なりし時に於ては各處に流通の便を有したりしも、近來に至り工事漸く減少するに從ひ、洋錢は勢ひ之を望む所なきに至れり、此を以て本公所爲めに會議する所有り、今後凡そ買賃交易の事は總て公估局檢定濟の膠平元寶銀を以てし、若し碎白鹽錄低色等を有する者あれば公估局に於ては之が爲めに標準銀に照らして評價し以て流通に便せしむることゝせり、然れども此際双方相爭ふを許さず、若し之に遵はざる者あれば查出次第銀十兩を公所に納付せしむ。

二、行家（コレミッションマーチャント）が客に代つて貨物を買入れたるとき、其用錢手數料は布疋外國糸に在りては九九掛とし粗製雜貨に在りては九八掛とし、本市の兌扣は洋布、洋糸に於ては九九五扣、粗製雜貨に於ては九九

扣とす、之に反する者は納銀二十兩に處す。

三、行家が客に代つて提貨(手付金)を取りて貨物を代買する時は、其經費と倉敷料等は包裝の大小により、或は箱により、或は風袋による等各別に同業者規約あるべきを以て、之に從つて計算し、若し之に反して私に增減を行ふ者あり、一度査出せらるれば銀十兩を納付すること。

四、顧客が其貨物を行家の手を經て賣却したる時は、一定の規約に從ひ、若しくは之を免かる可し若し貨物を倉換へするか、或は自倉敷料を支拂ふ場合には之を支拂ふものとす、倉庫及什器に要する費用莫大なるものあるを以て之を收めざるを得ざるなり、之に違ふ者は納銀十兩とす。

五、行家が客に代つて提貨する時其扛力苦力の擔ひ賃は即ち道路の遠近に從つて計算するものなるが故に、今こゝに總括して其多寡を規定するを得ず、扛力は客家より之を行家に支拂ふこと、其他は規約に從ふべし、以て此に聲明す、若し規約を亂る者あれば納銀十兩に處す。

六、行家が客に代つて貨物を買入れたる時は、其貨物の外國糸たると布疋たると雜貨たるとに論なく、凡て章程に從つて辛力として五厘を加へ以て行家の奔馳の情を免かるゝものとす、之に反すれば納銀二十兩とす。

七、賣貨定賬掛賣帳(數種を作製し外國糸は半月を以て底期滿期日とし、雜貨布疋等は一月を以て底期とし、期を逾ゆれば每銀百兩に付每日四分の利息をなし、二者損得なからしむ、底期後また一箇月を以て限度となし、此限度を過ぐれば再びまた延期するを許さゞるものとす、若し之に反し再び延期する者あれば直ちに公所に報知すべし、公所は之を納銀十兩に處すべし。

八、買賣貨權衡定賬貨物掛買賣對照帳數種を作製し置くべし、買ふ者は買賣契約成立の後之を退け買はざるを得ず、賣る者も賣ることを承諾して後之を賣らざるを得ず、若し之に反すれば納銀十兩とす。

九、布、糸、鐵、皮の類舊規に於ては客人と賣主と各其一半を負擔し、每條に銀五分を加ふるの定なりしが、今之を改めて客人の得べきものを特に加ふる必

要なしとし之を除き賣主と價格を定むることとせり、若し之に反すれば納銀十兩に處す。

一〇、客人が索包皮及包裝費を出して貨物を買ふ時は、是れ客人自ら辦理すべく、賣主に於ては是等に對し立替拂をなすことを得ず、包裝に蒲蓆を用ふれば每張銀八分とし、繩なれば每條銀三分とし、荷造費は其大小に依つて之を計算す、大なる者は銀三分、小なるものは銀二分とす、之に違ふ者は納銀十兩に處す。

一一、箱皮のまゝの貨物を賣出せば、其箱は賣主に歸す、行家は主となり買主は之に與らず。

一二、輸出手續を代辦すること客によりて差異あり、賣主に於て報關をなせば、報關一回に付き經費銀五分を得、之に違ふ者は納銀十兩とす。

一三、關稅車賃等の費用は客人自ら之を納む、若し行家をして立替拂をなさしめたる時は、其借用期間一定の利息を附せらる、其底期は即一定せず、之に違へば納銀十兩とす。

一四、客の貨物輸出は其自由に任じ件數の符合せざる關稅の足らざる等のことあれば、客商自ら之に當り、行家に於ては之に與らず、之に違へば納銀十兩とす。

一五、底期利息找息を附するは銀十兩洋錢十五元以上に於てす、此數以下の金額に對しては找息を行ふを得れども、利息を行ふを得ず。

一六、貨物を賣る者は十二月初一日を以て利息を止む、此期日に際し決算を行ひ、其以後の賣買は總べて現金を以て之を行ふ、翌年に至り決算するの不便を防ぐまのとす、是れ行家の便宜の爲に設けたる規定なりとす。

一七、貨物を買入るゝ客人にして其代金を支拂ひ找息を取得し得るは十二時以前に支拂ひたるときに限りて找息を行ふことゝし、午を過ぐれば則ち該賬を收むるを以て其翌日に於て找息し、若し滿期日に於て支拂ふ者は其午前に於てすると午後に於てするとに論なく、當日の賬を收め找息を得ることなし。

一八、客家は本巾流通の洋銀を以て買入るゝ時は現金拂を以て例となし、延

期することを得ず、本市渡しのもの亦然り。

一九、凡そ事は須く情に通じ理順にして始めて訂明するを得べし、買賣交易の事行家を以てせざるなし、行家各相信ずれば即ち可、若し行家にして相撃肘すれば客家自ら事を辦ずべしと雖も、亦よく規約に從ひ市場の情況に應じ取引することを得ず、是に於て新來の客の本港の條例を亂すを防ぐの必要生ず、若し公を棄て私に從ふの弊は概ね問屋に於て其責に任ず例に違ふ者は能く規約に照らして之を理す。

二〇、代金は概ね現銀錢拂を以てし、銀錢を除くの外、若し流通爲替券あれば、市價を以て之に一定の帖色(割引)を加へ以て費用を補ひ、其帖色は期限の長短に因つて一定せず、是れ行家の便宜を計る所以なり。

二一、公估費(公估局に於て銀塊又は銀貨の評價をなす費用を云ふ)は元寶銀、鹽課碎銀に論なく、其公估をなす多寡に從ひ、客人より之を支拂ひ、行家に於ては之に與らず、若し陽に之に從ひ、陰に之に違ふ者ありて、查出せらるれば納銀十兩に處し以て公費に充當するものとす。

二二、行家にして客を宿泊せしむる者は、其室代を取るも飯代を免ず、即ち舊規約の如く毎日各人銅錢五百文を以て例となし、又客家應に用ふべきの物品即ち燈油、茶水等行家に於て設備するものを除き、其他の洋燈蠟燭水烟等は客人の自辦に歸するものとす、之に違ふ者は納銀十兩に處し以て公費に充當するものとす。

以上公議條規二十二端は各幫と本市人とに論なく、之に從ふを要す、若し私に之を犯し公所に報知せられたる者は一定の納銀に處す。

公議規章にして未だ遺漏あらば今後重ねて議定して其遺漏を補ふべし。

光緒三十二年正月初一日　　青島齊燕商會公立

第三節　青島華商商務總會

商務總會の設立は上の章程に基き設立せられたるものなり、今本商會の章程を掲ぐ。

一、本會は定名して青島華商々務總會となす。

二、本會は商情を解絡し商業を維持し商智を開通するを以て宗旨となし、一切悉く部より頒付せる奏定章定に遵照し、偶々商務總會に關係すべき事件あらば本章程に照して一切を保護す。

三、本會は總理一員、協理一員、董事十八員を擧ぐ、均しく界内の華商にして資格あるものを以て選任す。

四、本會は應に書記一員を聘して專ら一切公牘諸件を司らしめ、理事一員專ら賬簿を査核し商情を調査し庶務を經理することを司らしめ、司賬一員專ら會中收支各款並に會員は代書をなすの各項文件を司らしむべし。

五、本會は常會、特會、年會の三種に分ち常會は毎週之を擧行し特會は凡て事の緊急なるものに關して延引するに及ばず、發起人より理由書を繕具し總理に呈送し、董事六人以上の認可を得れば即ち開會を宣布す可し、年會は毎年二月初二日に一回擧行し會員齊しく集りて前年の收支款項を精査し、本年の豫算表を審議すべし、十六日一回擧行し前年調査せる商務の情形を報告し、本年應に辦ずべきの事宜を籌商す可し、其間會内の尋常事務は悉く値日董事より主辦し、如し緊急の事件あらば即ち書を具して總理に送り核辦すべし。

六、開會毎に總協理及議董事は均しく齊集すべく、理事より應に議すべき事件を以て檢出し、序を追つて會議し、書記より要點を摘出して登記すべし。

七、會議の時には各會員は皆事件を決定するの權あり、決して兩可す可からず、偶反對の事項あらば會場内に在りて辯論すべく、惟だ紛爭及び背後にいたりて私議するを得ず。

八、開會時には總理より各會員に至るまで均しく無屆欠席するを得ず、疾病及止を得ざるの事故あれば人を請うて意見を代表せしめ、本人より憑信を給與し會に到りて承認を受く可し。

九　總協理未だ任滿の期に至らず、如し已を得ざるの事項ありて自ら辭職を請ふ者あれば、開議中に於て之をなし、應に資格を有する人を再擧して部の許を稟く可し。

一〇、議する所の各事總協理及議董事と關係相涉るものある時は、本人より

陳明迴避して以て嫌疑を免る可し。

一一、凡そ青島に在りて法律に遵ひ商事を經營し又は確實の營業を有する本國商人は方に入會する事を得、如し本店青島に在らず、而して支店を青島に有する者も亦入會することを得。

一二、青島華商にして小資本なるを以て註冊入會を願はざるものは、卽ちあらゆる本會保護利益を受くるを得ず。

一三、凡そ人の營業をなすに店主を欺き番頭を騙り常に詐欺を事とする者は、本會の査出を經て公議し商號より驅逐し、並に各所の商務總分會に通知し商家に報告せしめ一切聘用するを得ず、其營業卑汚にして擧止缺點ある もの亦入會するを許さず。

一四、本會の用欵は額支、活支の兩項に分ち、額支一定の額を定めをる支出金なり）は各會員より公議して預算表に編制し、毎月支出をなし、總協理之に捺印す、活支（一定の額を有せざる不時の支出は五十兩以內のものは總協理之に捺印支出し五十兩以外なる者は應に開會議決し支出す可し。

一五、本會收むる所の各項損欵は卽ち數日毎に支出し、年末に至りて應に冊となし報告し以て公示す可し。

一六、本會總協理及議董事は均しく殷實なる紳商に係り、公を急にするに在りて、會務を擔任すれば賞與金を支給せず、如し將來經費充裕會務殷繁とならば馬車費を酌給し以て補助に資すべし。

一七、凡そ會員各商に在りて如し金錢債務の糾葛あれば本會に請うて處理し、或は本會に請うて代りて地方官に投じ稟呈し本人より函送して卽ち酌辦を行ふ、若し未だ入會せざるの商人にありては一概處理に預らず。

一八、本會の議決事件多きも五星期を以て限とし、延擱するを得ず、若し延期せざるべからざるあらば須らく展限の理由を以て先づ布告を行ふべし。

一九、凡そ會中發する所の緊要の電文は必らず全體會員の議決を經て捺印署名し直ちに照發するを得、其尋常の事件にありては總協理より商量して發するを得。

二〇、凡そ會員中個人として新聞に聲明するに當り及び當地方に弊害ある

の各事は商會の名義を借用するを得ず、違者は會章に照して明かに議處す。

二一、凡そ本會は青島の商務盈虛消長情形及處理事件を調査し、應に時に從つて部並に勸業道に報じて査核すべし。

二二、本會は應に濟南煙台の各商務總會と隨時聯絡し以て聲氣相通じ、互に相扶助せんことを期す、若し重大の事件あらば亦協商辦理す可く、商務をして發達せしめ共に公益を圖る可し。

以上便宜章程二十二條を酌議し就ち本埠情形に暫時試用し以後若し增減すべきあらば應に時に隨つて農工商部に乞うて修改登明す可し。

附　條

一、如し青島商人にして内地商人に銀錢を借りて還さずんば、應に内地商人は省城總會に赴き告訴し、並に經來交涉の費用を計算し省城總會に請うて査核し、之を移して青島商務總會に知らしむれば本會は速かに處理をなす可し、如し青島商人金を借り故意を以て返さずば即ち保證人三人を以て獨逸政廳に送り、嚴に追捕を行ひ、其をして變產還償せしむ、若し内地商人誣控すれば其實際誣控の原因を以て又省城總會に移して究辦す。

二、如し内地支那商人青島商人に金を借りて還さずんば、青島總會は實際の情形を査明し、勸業道或は省城總會に移し請うて地方官に知らしめ、嚴追を行ひ、亦會より變產辦償す、如し青島商人誣控すれば其實際誣控の原因を以て移して青島總會に知らしめ稟明究辦せしむ。

三、濟南商務總會より債權取立を委托せらるゝ時には毎百元中二十元即ち債權額の二割を以て總ての手數料となす。

四、如し内地商人が内地商人に現金或は掛を以て多く損失を蒙らしめ自己は密に青島に逃れたる者は、其内地商人は省城總會に赴き實に據りて呈控し移して青島總會に知らしめ速に即ち獨逸政廳に稟請して搜探し、仍ち青島總會より省城總會に送りて究辦すべし。

五、如し青島商人が青島商人に銀錢を借り、故意に破產して内地に藏匿する者は、青島總會より省城總會に移し請うて搜探し、青島總會に交付して處理し、若し數人心を合せて詐騙する者は、即ち告稟し獨逸政廳に送りて究辦す。

六、本會より勸業道に請うて各知府知縣に命じ、本會商人の金錢上に於ける罪科を犯したるものには、警察官をして其者を捕へ、頸枷を加ふる事を禁じ、以て體面を保存せしめ、若し重罪を犯したるものは法律に照して處辦す可し。

第三章　芝罘に於ける商業機關

第一節　行棧

芝罘の行棧には外庄家なるものあり、行店、大店、又は大屋子とも稱す、是等の名稱は皆外庄家が大なる家屋を有し、商人相互の商談所と爲し、又各地より來る荷主又は買入人を止宿せしむるより來るものなり。

外庄家は仲立を業とすると雖も之を專業となすものにあらず、各本業を有し、依賴によりて仲立人たるの地位に立つものにして隨つて資本大に、上海、天津、香港、青島、威海衛、仁川、安東縣等の各開港場に支店を有するもの多く、信用も亦厚し。

內地より貨物買入又は賣却の爲めに來る客商は悉く此外庄家に宿泊し、其手

を經て賣買を爲すものにして、客商の貨物を齎らし來るや、外庄家は內外商人を廻りて賣口を尋ね出し、又買入を希望する客商の爲めには適當の品を周旋す、其手數料は建値の一分なり、而して彼等の用ふる書式は總て一定せず便に隨ひて只其旨を寫すに過ぎず、且相信用せる者の間にありて證書を作成するなく、只口約のみなる場合も亦多しといふ。

外庄家の大なるものは次の如し。

義昌號	寶盛棧	東順利	永順和	福生祥	德生源
裕慶合	恒祥和	中盛義	恒昇棧	永源茂	恒順號
同泰和	双盛泰	聚盛長	協茂棧	永來盛	順成恒
裕豐德					

以上は其大なるものとし、其次位にあるものは、

東順長	億成和	成生祥	成和昌	益順和	永盛泰
義興成	廣泰成	成義號	文盛興	順成恒棧	

等なり。

第二節　取引慣習

芝罘に於ける取引は主として仲立人の手を經由し、直接賣買をなす場合甚だ少し、之れ當地は青島の如きに比して甚だ古くより商港として發達せるに由るべく、隨つて仲介商業階級も亦多し、而して賣買代金の支拂は凡て建値の一分引と爲し、百兩の貨物を買入るゝ時實際支拂ふべき金額は九十九兩なり、此支拂方法を九九控と稱す。

仲立人の手を經て賣買を爲しゝ時は仲立人は口錢として建値の一分を取るの外更に、一兩を仲立人の口錢として引き去り、純手取金九十八兩となるなり、然れども此例外として豆、豆餅、雜穀の賣買に於ては、九九控を用ひざる慣習なり。

第三節　支那商人の規約

宣統二年支那商人は在來の芝罘商務總會の規定を改訂し、九九控に關し規定する所あり、曰く、

本港通商以來商行を開くものには原とより定章あり、只年久しきが故に名實相伴はざるもの多く、規模蕩然たり、若し速かに行棧を整頓して嚴重に勵行せずんば、港の盛衰に影響する所甚だ大なるや必せり、故に茲に特に會集して重ねて規則を改訂せり、希くば諸君協同一致努力せられん事を請ふ、規定左の如し。

一、凡て客人は寓居の日數の多少に係らず、宿錢は一日四百文(四十銅板)とす。

一、客に代りて貨物を賣却せる時は九八控を用ふるものとす、即ち荷主の手取金は仲立人の手數料として一分を、買手への割戻として一分を差引く。

一、客に代りて貨物を買ひたる時雜貨、棉布、棉絲等は凡て手數料一分を加ふ(即ち建値に其一分を加ふるなり)

一、客に代りて雜貨を賣買せる時は一月拂(一箇月後拂なれば四十日後支拂を爲すべく、糧食、石油等は現銀(即時拂)の名の許に十日後支拂を許す。

一、客幇が貨物を買取りたる時の代價は期日に至り必ず送金すべく、若し其爲替手形が割引又は打歩を爲さざれば通用せざるものなる時は、是等の損

害は皆客が負擔せざるべからず、若し送附し來れる爲替手形を回送せる時には毎日三分の利息を附し、十日以內に悉く辨濟せしむ。

一、客に代りて爲替手形の取扱を爲せる時は千兩につき手數料一兩を受く、若し手形回送等の事を爲せる場合には毎日三分の利息を附し十日以內に悉く辨濟せしむ。

一、船幇に代りて輸出入貨物の通關手續を爲せる時は、每一箇手數料銀一分とす、自家倉庫よりの貨物を積込船出したる時は此の費用を取らず。

一、雜貨を船積するに船夫自ら受負ひ輸出免狀出口旗を受領する時は、百石每に費用錢五千文とし、若し行棧が代辨せる時は運賃は契約の三分引として計算すべく、此場合の費用を錢二吊文とす、又北京へ送る米穀に就ては每石の費用錢二千文とす。

一、凡て庫入貨物は一箇に就き錢一百乃至三百文の保管料を見る、仍ほ貨物の大小につき酌量する事あるべきも貨物が賣却せられ又は買入れたると に論なく均しく此料金を徵す。

一、容に代りて事を辨ずるも、其結果の責任を負はず、近來客幇が船積せる貨物にして、一度風浪に遇ひ水濕する時代金支拂遲延する事甚し、これ實に理に悖るものなれば向後はもし斯る事に遭遇せる時と雖も期限に至らば送金すべく、又送附せられたる手形が回送せざるべからざるに至れる時にも、亦例に照らして利息を付すべく、若し應せざる時は商會の公斷を待つべし。

一、凡て此條規に載せざるものは從來の規則に準じて行ふ、今後は皆須く遵行すべく違ふものあらば議して違約金を徵し其金額はこれを種々の費用に充つ。

宣統二年　月　日　烟台公會同議

第四節　各種問屋

第一　大豆問屋

各港より本港に輸入する大豆は多く民船に依る、今大豆を取扱ふ問屋を各輸出港によりて區別し其著名なるものを擧ぐれば。

一、錦州船取扱　萬順公　成福太　萬聚豐　益生和　義盛泰
二、羊角溝船取扱　合生號　廣源泰　萬順公　順增祥　成福太
　　文裕棧　洪泰號
三、皮子窯船取扱　廣源泰　同和棧　益生和　德成玉　源義號
　　天成棧　萬聚豐　恒義號
四、沙河船取扱　廣源泰　同和成　湧合福　永長太　萬興隆
五、龍王廟船取扱　義盛泰　順盛號　永長太　萬聚豐
六、青推子船取扱　恒盛太　德源號　德成玉　永長太　萬聚豐
　　源發和　天和棧
七、堂二府船取扱　天成棧　源義號
八、左河船取扱　源義號　天成棧　豐豫號
九、溝子船取扱　順盛號　義來興　成生祥　豐成義
一〇、孤山船取扱　允興德　永長太　公太義　元和泰　德成玉
　　順盛號　義來興　德源號

一一、鐵嶺船取扱　利盛太　廣源太　同聚豐
一二、金州船取扱　源義棧
一三、寧遠船取扱　同和成　萬興隆　恒義號　義來興
一四、花園船取扱　德成玉　益生和　天成棧　源義號　來永春

第二　麵粉問屋

麵粉問屋(麵粉の輸入業者)は、次の十六軒なり。

成裕和　德成和　盛和泰　豐成號　裕豐德　寶盛棧
同和成　裕隆德　同生東　同生源　裕慶合　協泰興
廣源泰　成吉泰　協豐玉　合順號

此等には雜貨其他の問屋を兼營するもの多く、專ら麵粉のみを取扱ふは協豐玉及成裕和の二店と爲す、前述十六家の外麵粉輸入を企つるもの無きに非ざるも、皆一時的の者なり。

第三　材木問屋

材木問屋を木廠と稱す、木材の輸入及販賣を業とするものにして、街の東西兩

端に散在し、現在は東端に六軒、西端に三十餘軒あり、今左に著名なる商號を擧げんに、

東昌泰　豐盛仁　德余成　同來棧　盛源永　瑞聚盛
同來興　福盛東　同昇和　乾聚和　同和德　吉成號
大成號　同德立　興福義　永興同順義
德聚盛　永盛允　興成源興　萬成興

以上の中日本材を取扱ふは、同來棧のみ、又福建杉材は此等木廠は取扱はず別に問屋あり其商號左の如し、

允興德　協成泰　成源泰　協成仁棧　祥記號　同興和
源生德　聚順和　復成興

此九家は杉材と共に竹を取扱ふ、是れ竹と杉とは共に南方より來るが故なり、竹は多く民船にて輸入し來る。

第四　粟問屋

粟を輸入販賣する船問屋の名稱を左に掲ぐ、

錦州品取扱　豐祿豐　萬聚豐　萬順公　萬興隆　成福泰
寧遠山品取扱　永和昌　源茂號
蓋州產取扱　萬興隆
牛莊品取扱　政興永
大山產取扱　和豐德
鐵嶺產取扱　廣興隆
陳州產取扱　四合號　永和利盛泰　利盛號
永和昌　成福泰
德源順　義盛泰　湧和福

第五　高粱問屋

高粱問屋としては、

沙河產高粱取扱　文盛和
復州產高粱取扱　四合號

第六　薪問屋

薪問屋を紫大店と稱す、所東詞に六軒あり、其二軒は騾驢七八十乃至百頭を收

容し得る大庭を有す。

附近郷下より薪を運び來る者は毎朝六時より八九時迄に薪問屋に入り、需要者を待つ、賣却後は必要の日用品を買入れ歸路に就くなり、薪問屋は目方の衡費として一駄につき三十文を徴す、又店によりては二十文のものも有り、即ち薪問屋は主に賣主買主の仲に立ち、薪の重量を計り賣買終れば手數料を取る、又薪賣は賣殘りの薪の保管を依頼して歸る事もあり、時には委託販賣をも爲す。

第七　綠豆問屋

綠豆の輸入問屋を業と爲すものを次に掲ぐ。

金州品取扱	集順盛	福豐和	洪太泰
	源發和	益生和	德興永
	太興號	洪泰號	源和泰
天津品取扱	同和成	永和昌	恒茂號
羊角溝品取扱	洪太號	文裕棧	廣源泰
	萬順公	萬聚豐	萊永春
營州品取扱	恒盛號	萬聚豐	成福太
	永和昌	豐豫號	同順興
	聚順盛	萬興隆	文裕棧
寧遠品取扱	萬興隆	利盛太	同和成
蕪湖品取扱	同和成	恒順號	
大山品取扱	同和成	洪泰號	德源順
復州品取扱	福豐和	聚順盛	四合號
庄家品取扱	源茂號	天成棧	
營口品取扱	恒茂號		
金廠品取扱	福豐永		

第八　石材問屋

石材問屋を石局と稱す、五六年前迄は十餘軒ありしが需用減ずると共に、目下一軒を殘すのみ、盛德盛石局是なり、東海岸東河口に在り、又碎石を取扱ふ者に海

盛興石局あり。

第九　米問屋

米商人に二種あり、一は米の輸入商にして、他は小賣業者なり、前者をば米行と云ふ、米行の大なるもの左の如し、

德生源	同生東	裕慶合	福順號
恒聚源	萬聚豐	德增義	裕隆德
大生盛	廣和順	永和昌	同和成
裕生成	恒順號	謙太成	洪泰號
福順益	東大成	廣德號	大成號
文德成	泰東號	又黃縣分設のものは、	
和太公	文來號	裕豐德	

以上のものは凡て南方の米を取扱ふ、又、

金生號　永發祥

は朝鮮米を取扱ふ。

是等の米行は小賣商に卸賣を爲すのみにて小賣を爲さず賣買は現金なり、產地に出張員を置き敏活を期す。

第十　玉蜀黍問屋

玉蜀黍の輸入問屋の名稱を左に擧ぐ、

花園產取扱	豐盛義	城推子產取扱	成生祥
同義合	德元號	松木島產取扱	同順興
同義合	同順興	問裡產取扱	永和祥
恒茂號	成福泰	朝鮮產取扱	義來興
廣源泰		牛莊產取扱	永和昌
天津產取扱	洪泰號	龍王廟產取扱	德盛寶
義來興	順興號	金州產取扱	聚順盛
福豐和	成茂盛	大山產取扱	源發和
德興永	同順興	義盛泰	

金廠產取扱　同合成　源合福　福豐和　豐盛泰　成福泰
萬順和　萬聚豐　聚順盛　德興永　廣發和
孤山產取扱　義盛泰　成生祥　元永泰　順增祥　公太義
德成玉　義來興
皮子窩產取扱　義盛泰　萊永春　義來興　益生和　同順興
沙河產取扱　永發祥　洪泰號　益生和　源發號　永和昌
四合號
[illegible]山產取扱　福豐和　德興永　天興號　文裕棧

第十一　小麥問屋

小麥の輸入問屋の大なるもの左の如し、

羊角溝產取扱　福順號　廣和順　成生祥　祥興公　湧和福
公來興　同和成　文裕棧　同順公　四合號
廣興隆　合生號　德源順
砂口產取扱　廣興隆

紅河山產取扱　同順公　廣興隆　湧和福
大山產取扱　洪泰號　德源義　義興泰

第十二　船行家（運送問屋）

船行家は民船を多數に備へて運送の業務を執り、且民船に對して貨物の周旋を業とするもの、即ち民船運送問屋なり、俗に之を住船家と呼ぶ、されど船行家も亦外庄家と同じく、是を專業と爲すものにはあらず、種々の業務を兼營す、例へば民船に依る貨物の積卸、通關手續等一切の業務を代辦し、又自家の民船に積める場合には商品の賣買をも代理するものなれば、運送業及委託賣買業を兼營するものと云ふべし。

船行家中取扱の最も多きは義盛泰及同增興の兩家なり、今船行家の名稱を擧ぐ。

萬成永　廣源泰　允升泰　萬聚豐　源義號　東盛合
天成棧　福順裕　德源義　成生祥　萬順公　源發和
永長泰　福豐和　同春盛　益生和　供泰號　永興東

成福泰　和興棧　義來興　合盛公　文盛和　文裕棧
豐盛義　泰成興　義盛泰　成茂盛　公泰義　同和成
德成玉　合順興　豐豫號　湧和福　同聚和　德興永
德盛玉　聚來興　恒盛泰　利盛號　德裕恒　謙泰成
順盛號　天勝福　同發和　允興德　同聚恒　泰興號
永和昌　恒泰昶　義順永　永發祥　仁和福　大順泰
聚順盛　大順義　永順泰　廣興隆　協豐和　裕泰公
同順興　同義合　萊永春　萬興德　元和泰　廣和順
源發號　萬興隆　元興義　政興永　順增祥　鼎泰號
政興永　同順公　合生號　同祥義　德元號　恒義號
德元玉　乾之泰　盛豐泰　同昌玉　協泰興　永增興
成來盛　德興和　新記棧　祥興公　信記棧　和成泰

是等船行家は重に民船碇泊所附近より大街に至るの間の海岸に在り、東海岸には存在せず、又荷主に對して何處行の船にても周旋すと雖も其取扱ふ船籍は概ね一定し居るもの丶如し例へば上海行、天津行等と定まる故に貨物の運送は總て其仕向地に依りて取扱問屋を異にす。

第四章　龍口に於ける商業機關

本埠の輸出品として擧ぐ可きは粉條子豆素麵及白菜なり、此兩種の輸出方法を見るに、白菜は小量を各自所有の民船に積みて芝罘に至るものにして、粉條子は芝罘よりの注文に依り問屋が民船を賃して輸出し又各地より來れる民船の歸り荷として送らるゝなり、こゝに問屋と云ふも規模甚だ小にして小賣商に過ぎず隨ひて芝罘よりの注文及び積出に何等仲介商業者の手を經ることなし。

各問屋は石炭業、饂飩店、材木、石油、粉條子等を取扱ひ傍ら運送業を兼ねるを常とす。

石炭は此地一帶の炊事用及小蒸汽に用ひらるゝものにして、一時は之を業とする者二十有餘家に及びしも南滿鐵道會社鑛業課が此處に出張所を設け、撫順炭の賣込を始めしより、土人の石炭問屋業は漸次不振となり今は僅かに數軒を

殘すのみ。

是等各問屋の組織は資本主即ち財東及び司業者即ち掌櫃的とによりて成るものにて財東は黄縣及北馬に住し、時々來りて業務の狀態を監督するものなり。燄昌厚と稱するは本埠問屋の最大なるものなり、二人の合資にて輸出入業、運送業、汽船會社代理店等を營む。

其他の汽船會社の代理を爲すは源順棧にして、東亞公司及政記公司は之に代理を委託す。

第五章　芝罘に於ける倉庫

第一節　外人倉庫

第一　總說

芝罘に於ける外人倉庫業は極めて微々たり、是れ此地商人が特殊なる慣習に支配せられて未だ斯業を發達せしむる能はざるに因るものゝ如し、從つて倉庫の觀念上特別の位置を有する預證券及質入證券の發行の如き行はるゝ少し、蓋し其源因種々あらんも要するに、

一、芝罘は古來棧房の制發達し、問屋は各自大なる倉庫を備へ、自己取扱の貨物は勿論客商の商品を預り、又一般商人の需に應じて其貨物を保管す、且つ彼等商人間の信用制度發達し、其契約の如きも單に一片の紙片にて足り貨物を預入るゝにも別に法定の形式を踏める預證券を發行することなく、僅に棧票なるものを發行するも、唯自家帳簿に其預れる旨を記載するに止まる。

二、各汽船會社は各自專用の倉庫を有し、揚卸の貨物は凡て此に收容し、便船を俟ちて運び去り、貨物の引取速なるを以て、其貯藏期間久しからず、全然倉敷料の如きは之を眼中に置かざるもの〻如し、

三、外國商人の大なるものは各自專用の倉庫を有し、其商品を之に貯藏し、敢て之を倉庫會社に托する必要を感せず。

四、支那商人間には會館公所あり、此の中に倉庫を設け組合員は一致協同し會員の便宜を計り、其費用の如き成る可く僅少ならしむ、現に山東商人間に

は東幇棧房なるものあり、會員にして其貨物を寄託せんとするものあれば、所定の倉敷料を支拂へば足り、入庫貨物を賣却するには直接買手に倉渡をなし、又庫入契約を抵當として資金を融通するを以て、特に外國銀行を介して倉庫證券により、資金の融通を計るが如き方法を採用するを要せず。等に歸するものならん、是を以て倉庫業を營業とするものは、只和記洋行一あるのみ、他は汽船會社が荷主の便宜を計り、一時其貨物を入庫せしむるに過ぎず。

第二　倉庫數及主管者左の如し、

芝罘に於ける倉庫數及主管者左の如し、

盛記洋行	Curtis Bros.,	一棟
太古洋行	Butter field & Swire	一棟
政記洋行	Ching—Kee & Co.,	一處
美孚洋行	Standerd Oil Co.,	一處一棟
和記洋行	Cornebe, Eckford & Co.,	三棟
捷成洋行	Diederichsen, Jebsen & Co.,	一棟
士美洋行	Smith & Co.,	一處
哈利洋行	Sietas & Co.,	一棟
盎斯洋行	Anz & Co.,	一棟
滋大洋行		一處
開平鑛務局	Chinese Engineering & Mining Co.,	一棟
岩城商會		一棟

備考　一處と記せるは無蓋倉庫なり。

此等倉庫の內和記洋行を除き他は各所有者が自家用に供するものにして、營業倉庫と認むべからず。

倉庫は稅關埠頭に近く建築材料は石及煉瓦とし、屋根は亞鉛を以てす、石炭貯藏の目的を有するものは、概ね無蓋にして圍らすに高壁を以てするのみ。

第三　保管貨物

倉庫に保管せらるゝ商品は其保管の必要便宜上より三別す、一、危險物二、販路大なるもの三、否らざるもの是れなり、保管上他物に損傷を與ふる恐れあるもの、

例へば腐敗變質するもの、爆發性のもの、若しくは惡臭を放つものゝ如きは保管に特別の設備を要す、油類燐寸の如き發火し易きもの、摩擦により自ら發火する恐れあるものは最も嚴重なる方法により之が保管をなし、必要に應じて室を區劃する事あり、又販路廣く賣捌の迅速に注文次第至急引渡を要すべき物品は、引出に便利の爲め多くは下階入口等に置く、物品の種類によりては賣行迅速ならず永き保管を必要とするものあり、斯かるものは倉庫の下層若しくは多少出入に不便なる場所に置く。

第四　庫入手續及倉敷料

當地は火災の少き地方にして貨物は之を倉庫會社に托し保管せしむる必要なく、又自己所有に係る倉庫を有し、其取扱商品は其中に藏する故に殆ど保管を依頼する者なし、只外國人にして取扱貨物を收容するに倉庫を有せざる者、或は腐敗破損等の恐れあるものを託するに過ぎず。

當地唯一の倉庫會社たる和記洋行が開業以來既に數年を經と雖も其業務極めて閑散なるより其一班を知るに足る、是を以て該會社は倉庫業を以て會社の一副業となすに至れり、從つて一定の法規あるに非ず、貨物保管手續等に至りては頗る單純なるものあり、即ち口頭或は筆寫を以て保管申込をなし一定の方式なく、貨物の品名、荷印、番號、個數、荷姿、容積、數量及保險金額見積價額等の事項明白なれば足る、會社は申込書を受取りたる時は貨物の種類に依りて其藏所及入庫日等を指定す、貨物が倉庫に着するときは倉庫係の者は寄託主又は其代理人立會の上申込書記載の貨物と實物とを比較對照し相違無きを見て入倉保管の手續を爲し、貨物に對する受取證を交附す、故に倉庫會社に於て此臨檢の際貨物を危險物或は變質腐敗の恐あるも其物品の性質及氣候等の變化に依りて腐敗變質を來し他の物品に損害を及ぼすべき恐れある時預主に對し其旨を通知し、預主通知を受けたる時は至急倉出の義務あるものとす、之が爲めに生じたる損害は總て預主の責任とす。

貨物に對し發行する受取證は指圖式なるを以て之を質入し又は讓渡をなす事自由なり、隨て預證券質入證券等を發行する必要なし。

貨物を引出さんとする時は上記受取證を會社に持參し、貨物引渡の旨の記入

を得て之を倉庫に於ける倉番に呈示し貨物を引取るものとす。

貨物保管に對し徴收する倉敷料は常顧客に對しては月末に至り之を支拂はしむるも、然らざる者は大抵貨物受取證の交附を受くる際之を支拂はざるべからず、

第五　保稅倉庫

保稅倉庫は一方に於ては荷主の爲に貨物保管の場所たると同時に、他方に於ては貨物の賣買移轉及金融上の便を與へ現時發達せる商業組織上缺くべからざる制度にして貨物集散の中心たる貿易港には離るべからざるの關係を有す從つて稅關の陸上設備中重要なる一要素とす、而も芝罘には未だ其設備を見ず蓋し芝罘の地乾燥にして降雨少く、稅關手續未濟中一時貨物を天日に暴露するも、雨雪の爲に貨物の變質腐敗等を來す恐なき故貨物を所定の空地に堆積し、單に蓆を以て之を掩ひ、之に番人を附せば可なるを以て芝罘港現時の狀態にては保稅倉庫設立の要を見ざるに因るならん。

第六　倉庫の倉番

倉庫會社及其他汽船會社等の倉庫を有するものは必ず一人倉番を使用す、倉番は一定の保證金を納付し財產身分の確實なるものを以てす、倉番は其責任最も重大にして一切倉庫內に起りし事件に關し責任を負擔せざるべからず、又倉庫に使役する人夫等の怠惰過失より生ずる損害は全く倉番の負擔賠償の責とす、其賠償を確實ならしむる爲め會社は特に倉番に證據金を納付せしめ之に充當するものとす、但し保管貨物の性質又は荷造の不備不堅固より將來損害を來す患ある時は特に其旨貨物受取證に記入し以て其責任を免るゝ事を約するは固よりとす。

貨物の倉入は寄託者自ら苦力を雇ひて運搬するか、或は會社に其運搬をも託するか契約に依りて之を定む、前者の場合にありては貨物の揚卸或は運搬の際生じたる損害につきては荷主の責任とするも、後者の場合には其責任全く倉番にあり。

第二節　支那人倉庫

凡そ支那に遊ぶ者商業取引の盛なる都邑に至らば會館公所と稱する宏壯なる建築物あるを見ん、此れ現今支那に於ける商業の楔子とも稱すべき機關にして歐洲中世紀の組合制度、若しくは我德川時代の所謂座と稱するものに似たり、即ち同鄉人若しくは同業者を以て組織し、此組合の下に棧房あり支那の倉庫業は專ら之に由りて行はる。

棧房は旅館式の建築にして組合鄉人の定宿とも稱すべく、一地方の商人數人若しくは數十人共同出資し適當なる場所に大なる旅館を建て該地に永年居住し、其他萬端の事情に精通せるもの一人を選び之が管理を託し、且其賄をも受負はしむる事あり、又商人自ら家を有し、同地方の出張員に限り宿泊其他の便利を與ふるもあり、芝罘に於ける棧房は主に後者に屬し、山東內地、浙江、福建、廣東及江蘇等の諸地方の商人にして當地にありて商業に從事する者の中、最も早く在住し、信用厚き者此業を營み、主として同鄉人若しくは他鄉の商人にして當地に出張し貨物の賣買をなさんとする者を宿泊せしめ、取引を行はしむ、又當地事情に通ぜざる者の爲には賣買の周旋、貨物荷造の代辨、爲替振出、取立等の銀行事務貨物の受授に關する汽船會社、稅關手續等、一切の商行爲を代理す、棧房は其屋內に一二の廣大なる倉庫を設け、出張商人の手荷物及商品の保管所と爲し、低率の保管料を徵收して管理す、而して此等事務上の經費を除き、單に一人一箇月の棧房宿泊料は僅に四、五兩にて、殆ど實費を拂ふに過ず、此等出張員には地方土產物の賣込入即客商なる者多く、交通不便なる山東にて自由に貨物を運搬して貿易し得るは棧房制度のあるが爲めなり。

棧房は單に客商の依託により其貨物を預るに止まり、之に對して預證券を發行すること無く、又棧房內には責任ある倉番なるものを附することなく、貨物の倉入倉出に依りて生ずる損害に對しては何等責任を負ふ事なし。

貨物を棧房に託せんとする時は一通の引渡請求書を差出せば直に貨物の引渡を受くる事を得。

棧租即ち倉敷料は貨物倉入の際豫め定め置くを常とすれども、會館章程に於て之を一定せるものなきに非ず、山東幫に屬する棧房の如き然りとす、倉敷料の精算は一箇年毎に之を行ふ、若し入庫の貨物が棧房の手を經て賣買され其手數

料を仕拂ひたるものは棧租を仕拂ふ事を要せずと聞く、試に山東幇の定むる一箇月間の倉敷料を擧ぐれば左の如し。

黄糸	毎箱	大錢 三百文	灰絲	毎箱	大錢 百文
棉紗	毎梱	同 二百文	打連粗紬漂布	毎包	同 二百文
亂頭絲	毎包	同 百文	繭紬	毎五十疋	同 百文
藁稈眞田	同	同 百文	赤砂糖	毎籠	同 五十文
白砂糖	同	同 五十文	土布	毎包	同 百文
紅菜	毎梱	同 六文	粮食	同	同 二十文
桐油	毎籠	同 二十文	氷糖	毎籠	同 二十文
帶糸	毎箱	同 二十文	陳皮	毎包	同 三十文
茶	毎總	同 五十文	麥粉	同	同 百文
棉花	毎包	同 百文	香苧	毎把	同 二十文

此倉敷料は月を以て論じ一箇月以下なるも規定通り支拂ふ事を要す、以上なれば月に比例して增すものとす。

自己所有の荷物又は受取の荷物を波止場より引取る時は、自家雇付の人足を用ひ、而して賣却せし貨物受渡しの時買入方に於て買入の倉庫に引取る時は、買入方雇附の人足を用ひ、若し買入の都合により他の地方に積み出し波止場にて引取る時には賣人方の人足を使役す。

棧房が自家の倉庫に不足を告げ他の行棧に托して其保管を委ねんとする時は先方の人足を用ゆ。

苦力は單に貨物を搬送するのみならず、倉入するに當り倉庫內の整理を爲し、貨物を積み揚げ、外庭に積み揚ぐる時雨覆を爲す事等は總て苦力の仕事にして人足賃內に含むものなり。

第六章　威海衛に於ける倉庫

威海衛の倉庫として見るべきものは芝罘に於て倉庫業を營む和記洋行の建造に係るもの埠頭の東方なる Wukao と稱する地に一棟あり、和記洋行は汽船會社なるを以て此倉庫に保管する貨物は殆ど全部自己所屬の汽船によりて運搬

す、又左の如き料率により貨物の受托保管を爲す、此倉庫も亦倉庫證券として流通性のものを發行することなし。

落花生	120 catties	5 cents	per month
西洋烟草	large case	25 cents	per month
西洋蠟燭	package	5 cents	per month
各種酒類	large package	25 cents	per month
同	small package	10 cents	per month

第七章　龍口に於ける倉庫

龍口は山東省内地より東三省に出稼する苦力の輸入港として有名なり、商業の何等見る可きものなく僅かに芝罘に向つて野菜を輸出すると、粉條子の生産あるに過ぎず、輸入品としては薪炭の代用たる石炭を日本内地及び滿洲より送り來るあり、而して生産する粉條子は物置小屋の如き舊式倉庫内に之を收め、石炭は屋外に之を置く、倉庫の發達せざるは自然の理にして、今開市場となれるも

芝罘と相對し得るや否やは甚だ疑問と云ふべく、港内遠淺にして船着き惡しく外國人としては今尚ほ日本人あるのみ。

嘗て太古洋行が此處に數棟の家屋を築きて倉庫用たらしめんとしたりしも、十分なる利用を爲す能はず自家の貨物を納め居るに過ぎず、此の家屋は悉く平屋造にして煉瓦造なるも、支那家屋の如き觀あり。

第九編　貨幣及金融機關

第一章　濟南府城に於ける貨幣及金融機關

第一節　總說

濟南に於ける新式銀行には中國銀行交通銀行及滙豐銀行の出張所あり、山東銀行は當地に本店を有し、市場と最も密接の關係あり、錢莊の營業は專ら支那人間に銀行業を營む、省城の各錢莊は一の組合を組織し之を上關と名付く、此團體に加入するものは相當の資本を有し、全團體の認可を經、入團費として京錢二百串文を納めざるべからず、毎日午前六時各錢莊は等しく福德會館に會し銀錢の賣買を行ひ、其の日の銀洋の相場を決定し、各錢業者は是を牌上に記す、而して實際市場に於て銀洋の賣買をなすに當りては、其の公定相場に銀銅、銀元に就ては制錢十文の高下をなし、銀元と銀銅兌換の差は銀四厘とす。

凡そ上關各錢莊の放款貸付には借用證書を作れども担保を用ゆることなし、

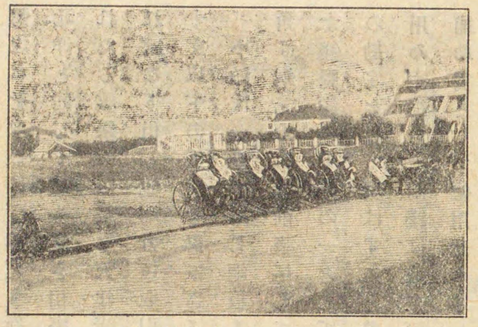

濟南府の城外

各銀行も其の規則嚴と雖も省內各錢莊への貸付には亦同じく、担保を徵せざるを常とす。

當地には錢莊の外滙兌莊あり、多く山西人の營む所なれども、近年中外新式銀行の設立せられしに依り漸く振はざるに至れり。

銀爐は總て八家あれども、其の業務は甚だ振はず。

第二節　流通貨幣

第一　銀元

當地市場に於いて最も多額に流通するものは北洋銀にして、站人銀之と伯仲し、湖北洋、青島小銀貨之に次ぐ、墨銀は其の流通甚

だ少く、贋造物少からざるに依り、市場に於ては其の信用薄きを免れず、錢莊は大體之れを取扱はざれども、新式銀行にして天津、青島等と取引頻繁なるものは、湖北洋と同じく最も高き相場を以て之れが賣買をなすを見る、是れ當地にて買入れたる該銀元は是を天津、青島等に輸送して使用するに於て、何等の不利を見ざればなり、但し他地方に取引關係を有せざる錢莊に之れを賣らんとせば二吊四十文以下の低價を忍ばざるべからず。

小洋は一般に通じ銅板も山東鐵道沿線より此の地に通ず、其の相場は大洋一角は銅元十二枚前後にして山東鐵道の運賃計算に際しては、青島と等しく大洋十錢鷹洋の十分の一として取扱はる、當地に於ける各通貨の相場は皆制錢(京錢)の勘定を以て現はすこと普通なりと雖も、小取引にては皆銅元を使用し制錢を用ゐず從つて制錢は地方の小市場に於いて有するが如き勢力なく、單に銅元の補助貨として使用せらるゝに過ぎず、兩者の間の比價は銅元一枚は制錢十枚に相當す。

上記數種圓銀の外、尚江南圓銀或は大清道幣等あれども其の額極めて少く、錢業者は特に是等に就て相場を建つるなし。

第二　鈔票

鈔票中には新式銀行の發行に係る紙幣あり、又錢業者の發行する銀票錢票の如き、紙幣と稱するよりは寧ろ無期の一覽拂約束手形と云ふを適當とするものあり、濟南に於ける鈔票は是れを分ちて洋元票銀票及錢票の三種とすることを得べし。

洋元票を發行するものは中國銀行、交通銀行及德華銀行の三とし、其の種類は一弗、五弗、十弗、五十弗、百弗とし、其の流通狀態甚だ圓滑にして割引せらるゝことなく、特に德華銀行の紙幣は最も信用厚し、近來支那各大市場にありて商民は確實なる新式銀行の兌換券を喜ぶこと、銀票錢票の比に非ざるの傾向を生じ濟南亦然るを見る。

銀票は其種類一兩、二兩、三兩、五兩、十兩の五種とし、是れを發行する錢莊は資本最も大なるものにして次の七家とす、

裕茂號　山東銀行

仁和祥　瑞生祥
惠昌號　恒慶號
大有號

銀票の流通額は銀元票に比すれば少額にして、其の便宜より銀元票愛好せらる。

錢票は三十餘の錢莊に依りて發行せられ、銅元と共に重要なる通貨たり、其の種類は一吊、二吊、三吊、五吊、十吊の五種なり、他地方に往々見るが如き資本金不相應の額を發行するが如き弊なきを以て、流通圓滑にして割引せらるゝことなし。

第三　銀錢

當地標準銀は足銀なり、寶銀の種類には五十兩と十兩とあり、當地は山東省城にして、西部山東の中心市場なるが故に、各地より輸送せらるゝ銀一年に一千四百萬兩に達すと稱せらる、是等多額の銀兩の改鑄或は新鑄の業務に從ふ、銀爐總て八家あり、又公估局は濟南商會內にあり五十兩銀錠一個の改鑄費は時期に依り高低あれども銅元十個以上なりと云ふ、今當地に於ける銀爐の名稱を擧ぐれば

開典	開昌
元祥	裕升
開裕	天升
福生	玄生

濟南市場に於て銀の秤量に用ふる平は、濟南平或は畧して濟平と稱す、今錢莊の備ふる表に依り各地平との差を示せば次の如し。

濟南府濟平一〇〇兩	青島膠平	一〇一·六〇兩
〃	周村鎭周平	九七·九〇
〃	芝罘煙臺漕平	一〇〇·六四
〃	上海九八規銀	一〇七·八〇
〃	濰縣濰平	九九·八〇
〃	青城縣青城平	九五·五〇
〃	利津縣利津平	九八·一〇

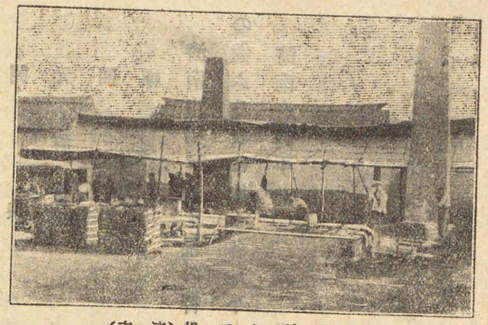

制錢熔解工場（濟南）

‖武定府武定平　一〇〇・六〇
‖蒙陰縣蒙陰平　一〇五・五〇
‖齊東縣齊平　一〇〇・五〇
‖濟陽縣濟陽平　一〇二・四〇
‖泰安府泰安平　一〇二・〇〇
‖蒲臺縣蒲臺平　九九・一四
‖沂州府沂平　一〇一・七〇
‖濟寧州濟寧平　九九・二〇
‖黃縣漕平　一〇六・六―一〇六・四
‖掖縣沙河平　九七・七―九七・九
‖臨清州臨清平　一〇三・一〇
‖張家口張家口平　九八・〇〇
‖天津公砝平　一〇二・三〇
天津行平　一〇一・八〇

‖北京六厘市平　一〇二・六〇
‖北京七厘京市　一〇二・七〇
‖北京公砝平　一〇二・〇〇
‖漢口佐平　一〇二・二〇
‖新湘平　一〇四・五〇
‖老湘平　一〇二・一六

但し是等の比較は其一例を擧げしに止まり錢莊に依り必ずしも同一に云ふこと難し、

第四　貨幣相場

當地錢業組合は毎朝六時に相會し、銀錢の賣買をなし、當日の各貨幣の價格を決定す、大正三年七月三十一日に於ける相場表を示せば次の如し。

濟平足寶銀一兩　‖三吊九百四十文
德華銀行兌換券一元　‖二吊六百七十文
湖北鑄造銀元一元　‖二吊六百七十文

站人洋即ち香港弗一元
北洋(天津)鑄造銀元一元
小洋　十角〃
獨逸白銅貨　一元
站人洋　一〇〇元

此の相場は各錢莊間に於て用ゐらるるものにて、實際市上の錢莊につき賣買せんとする時は常に此の相場より十文の差あり、又銀兩につきては〇・〇〇四兩の差あり。

第三節　金融機關

第一　新式銀行及支那舊式銀行

金融機關は是れを分ちて新式銀行及支那舊式銀行の二となす、舊式銀行中には錢莊及び滙兌莊を含む。

一　中國銀行分行

〃　二吊六百六十文
〃　二吊六百六十文
〃　二吊六百四十文
〃　二吊一百文
〃　濟平足寶銀六十七兩五一

城內舊軍門巷に在り本店は北京に在り、政府の金庫を掌り兼ねて銀行一切の業務をなす、內部を分ちて國庫股、會計股、文書股、營業股、出納股となし、國庫股は公金の收支を掌り、營業股は存款、放款及滙兌を掌り、出納股は兌換及金錢の出納を掌る、取引關係密接なる本行支店及出張所の所在地左の如し。

天津　上海　漢口　南京　鎭口　蘇州　揚州　安慶　蕪湖　杭州　福州
開封　彰德　張家口　漯河　信陽　奉天　長春　營口　吉林　大連　哈
爾賓　廣東　寧波　清江浦　太原の各分行
青島　煙台　濟寧　周村　滕縣の各出張所
惠民　蘭山(沂州)　青州　臨淸の各國庫派辦所あり。

二　交通銀行分行

商埠昇平街に在り、本店は北京に在り、其の營業は中國銀行と畧ぼ同じ、唯國庫を代理せざるのみ、本行支店にして取引關係ある各地は、

東三省　營口　奉天　長春　蓋平　孫家台　鐵嶺　哈爾賓　遼陽　錦縣　新民屯
直隸省　天津　張家口　保定　海甸　順德　北通　唐山　豐鎭

山西省　石家莊　大同　陽高
山東省　濟南　濟寧　棗莊　德州　煙台
河南省　開封　焦作　周家口　鄭州　信陽　漯河　彰德　洛陽
江蘇省　上海　無錫　浦口　揚州　徐州　鎭江
湖南省　長沙
湖北省　漢口
江西省　九江

三　山東銀行

西門大街官銀號の舊地に在り、總理張肇銓協理牛司照なり、當地金融界に雄飛す、前淸官銀號は民國元年改めて山東省立銀行となり、金庫事務を代辦す、時に總理袁大啓協理朱五圓となし、一切新式組織を採用し、經營の成績年と共に佳良なり、翌年秋中國銀行に合併されしが、又分離し組織を改めて山東銀行なる株式會社にて是を讓り受け株式を募集し總資本金百萬元とし優先株三十萬元を以て元の山東銀行の名義及一切の債權債務を承繼し、本行となせり。

四　謙順銀行

謙順銀行は芝罘商人四名の合資に係り、資本金四十萬兩本店を芝罘に有し濟南に支店を置く、主として貸付預金を行ふ貸付利子は借用人の信用如何に依るも、大抵月利八、九厘にして、動產も抵當として取ることあり、當座預金利子は月三厘、定期預金は一箇月二分六箇月五分、三箇月四分なり。

本行は其の經營當を得ず、營業成績良好と云ふべからず、從て信用も大ならず。

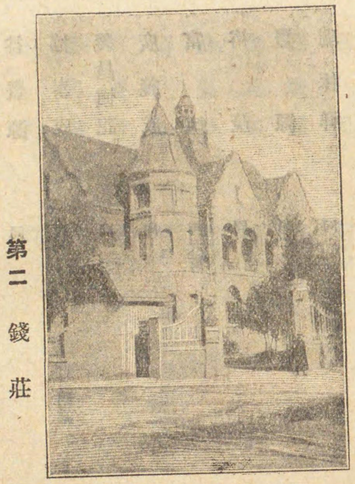

濟南德華銀行

第二　錢莊

錢莊の消長は常ならずと雖も、今其の莊名を擧ぐれば次の如し。

錢莊名稱	所在地	摘要	×三合恒	西門大街
文霖和	舊軍門巷		同福昌	同　閉鎖

裕來　西門大街
義太祥　同　閉業
廣興恒　同
益豐源　同
協泰成　同　閉業
義昌愼記　同
廣義成　同
富恒　西大街
裕茂　同
豐源　同
瑞林祥　同
祥泰　同
有懷　同
呈祥　同

×益記　西大街
泰和祥　院西大街
正興源　同
永泰　同
瑞生祥　同
德興恒　同
協成　同
聚泰祥　天地壇
仁和祥　院東大街
裕蚨　同
恒慶昌　同
×濟泰恒　同
景福　府門前
增信　同　閉業

蚨興　府門前
德裕恒　同　閉業
恒升　屋亭門
惠元　鞭子巷
義聚長　南門大街
廣成和　南門小窪街
全盛瀛　西門大街
裕蚨恒　同　字號を改めて商號と云ふ
双盛泰　同
協興和　同　閉業
恒盛　同
聚成公　同
×豐祥　同
德餘泰　西門大街

源盛公　西門大街
天順公　同
廣茂恒　鞭子巷
文春恒　同
瑞春　同
×晉逢祥　同
×恒昌　布政使小街
×恒春　同
隆福祥　同
華康　同
宏源號　同
廣昌　同
豫和祥　同
×大有　同

濟昌	順成永	泰發	興盛源
義市街	同	同	同
順成永	興盛源	發泰	永順成
同	同	同	同
慶豐泰	興盛源	發泰	永順成
同	同	同	同
謙益大	興盛源	發泰	永順成
同	同	同	同
謙益大街	興盛源	發泰	永順成
同	同	同	同
祥裕	信復盛	泰利德	泰利德
同	同	同	同
祥裕	復盛公	利德盛	利德盛
同	市街	德盛求	德盛求
信裕	復盛公	利德和	利德和
同	市街	德盛求	德盛求
復成泰	慶豐泰	興盛源	興盛源
同	同	同	同
復成泰	慶豐泰	興盛源	興盛源
同	同	同	同
豐盛裕	通濟洋	協慎祥	祥玉公
花店街	鉤突泉西花廠	陸西大街	西關廂市街
福成慶	西關	布政使街	大德源
同	同	同	×
福成慶	西關大街	布政使街	大德源
同	同	同	同
同興成永	西關大街	布政使街	大德源
同	同	同	同
同興成永	西關大街	布政使街	大德源
同	同	同	同
同昌玉永	西關大街	布政使街	大德源
同	同	同	同
同昌玉永	西關大街	布政使街	大德源
同	同	同	同
乾遠昌久	裕泰發	順成永	濟昌
義市街	同	同	同

同升	同永	同茂	通成
布政小街	同	同	鐵西巷
永茂裕	東門外	東門外	東門外
奚家街	同	同	同
裕成協	東門外	東門外	東門外
同	同	同	同
裕昌升	東門外	東門外	東門外
同	同	同	同
泰源順	東門外	東門外	東門外
同	同	同	同
泰源順	東門外	東門外	東門外
同	同	同	同
德泰源	東門外	東門外	東門外
同	同	同	同
泰昌義	東門外	東門外	東門外
同	同	同	同
信義昌	西順成	同成	同成
同	東門內	東門內	東門內
合義昌	西順成	同成	同成
同	東門內	東門內	東門內
同泰昌	西順成	福盛裕	德源成
同	東門內	東門內	大泰隨車
鑫和成	西順成	福盛裕	祥泰義
同	東門內	東門內	旅館內街
豐和成	西順成	福盛裕	乾亨泰
同	東門內	東門內	同
慶泰恒	西順成	福盛裕	乾亨泰
同	東門內	東門內	同

裕豐恒　西關街大

以上一百十七家は當地錢業公所に加入するものなりしが其の中十二家は第一及第二革命に際し閉業せしものとす、錢莊の業務は主として預金貸付及銀錢外國紙幣主として德華銀行に係るもの及小銀貨の賣買錢票の發行を以て主とし、稀に爲替賣買を行ふことあり、但上表中（×）印を附せる十九家は錢票を發行せず、他の九十餘家は悉く錢票を發行し、就中廣義成、裕茂瑞林祥、瑞生祥、仁和祥、恒慶昌、蚨興、宏源號、同升、蚨聚昌、信義豐和成、景華、恒豐泰、永聚信裕榮泰、西增源の十八家は其の發行額の最大なるものなり。

×德發祥　西關大街

錢票には一、二、三、五、十吊文の五種あり、何れも市場に流通し、一吊文の錢票は銅錢四十九個（時には五十個）に兌換す。

當地錢莊に於ける預金利息は、毎月錢業公所に於て定め一箇月間同利率にて、最高一百兩に付き二吊乃至一吊五百文（月四厘二毛乃至五厘）最低百兩につき五百文（月一厘四毛）内外の利率なり。

貸付金利率は年一割二分内外にして、毎年十、十一、十二月は一般利息騰貴の時期とす貸付期限は通常一箇月、六箇月、一箇年の三種とす。

當地錢莊は取引手數料として預金引出の際、一兩に對し銅錢六厘乃至七厘を徵する振替事務をなすことあり、又取引先の要求に依り貸付をなすことあり。

大正二年七月二十九日に於ける大德源錢莊の銀錢相場表を見るに、一兩は三吊七百四十文にして、墨銀一弗の換算相場は二吊六百十文なり（一吊文は五十銅元又湖北洋は墨銀と同價にして、北洋銀元及站人銀は墨銀より高價なるを以て百兩に付き墨銀より六兩の申水を附するを要す。

各錢莊營業狀態に就ては明瞭ならざるも、上記の十八家は比較的大なるものにして、其の資金何れも百萬乃至七八十萬兩ありと云ふ、就中注意を要すべきは瑞生祥とし、該莊は數百年來繼續し來り、相當の資產を有し瑞氏と云ふ山東人是を經營す、而して濟南は勿論芝罘、天津、北京等に店舖を有し、本業たる錢莊の外に棉絲、布雜貨商を兼ぬ。

第一革命に際し官銀號、錢莊等は皆掠奪を蒙り、其發行の錢票は一時殆んど流通せざるに至れり、此の時に當り瑞生祥は四五十萬の掠奪を受けたりとの風說

ありしにも係らず、其の發行に係る錢票は動亂の翌朝より直ちに通ぜりと云へば、其の信用の如何に大なるかを知るに足るべし。

其の他の各莊は小は四五千より大は二三十萬兩の資本を有すと云ふ。

第三　票號

當地に於ける重なる票號は約九あり、即ち、

名稱	所在地
天成亨	西門大街司間巷
新泰厚	舊軍門巷
大德恒	布政使大街
協成乾	鞭子巷
大德通	西門裡大街

票號は獨り山東のみならず、北京、天津、漢口を初め各地に支店又は代理店を有し、互に連絡して業務の敏活を圖る、殊に新泰厚、協成乾、大德通の三號を大なりとす。

名稱	所在地
志成信	西門裡大街
三晉源	衛巷
大德川	同
功成玉	同

各號の主たる業務は各地に對する官私の銀錢を兌滙し、及び他所より振り寄せて來れる兌滙券に對して支拂をなすに在り、而して預金、貸付の業務は第二位の業務に屬す、故に其の所得する所は專ら送金に對して徵收せる爲替料のみにして、貸付預金の如き其の取引高非常に小なれば從て收入も少し。

爲替は票號の主業なれども、獨り當地のみならず各地に於ける爲替取引に關する組織は幼稚にして、爲替資金の如きは豫め各地に送附し置き、以て基金に充つるが故に、若し仕向先の基金缺乏せる場合には、是に對する爲替の取組を拒絶するのみならず、爲替は殆んど送金爲替のみにして、荷爲替を營むものあるを聞かず、送金爲替と雖も少額のものは取組みに應せず當地にては各票號概ね五千吊以上に限る、手數料は支拂の際爲替金額により控除する例とし拂込みの場合には是れを要せず。

協成乾の北京、天津兩地への爲替手數料を見るに、千兩に付き天津二十二兩、北京三十兩なり、即ち濟南より天津へ票號の手を經て一千兩を送金せんとせば、天津なる受取人の手取金は九百七十八兩なり。

然るに近來山東、津浦兩鐵道の開通するや、爲替の危險著しく減退し、且つ近時新式銀行の爲替業務を行ふもの續出せし爲め、票號は爲替業務の他に奪はれんことを恐れて、手數料を改め、送金額の千分の七を徴收することゝなれり。

票號の受入る預金は主として官吏の預くる所とし、其の利子歩合錢莊に比して低廉なるを以て、商人の預金は少し、當座及定期の二種に分つも、前者は頗る尠く且つ利子を附すること稀なり、後者は票號預金の大部分を占むるものにして普通六箇月を以て一期となし、一年のものも亦行はる、利子は時に依りて不同なるも大抵三分乃至五分とす、期限内に引出しては利子を附せず。

票號は爲替資金預金に依りて生ぜる遊金を、錢莊官銀號、商人に對して貸付く、期限は普通二箇月又は三箇月にして利子は五六厘乃至八厘位とす、協成乾票號にて而して商人に對する貸付は抵當貸にして其の利率は八九分乃至一割二分の間にあり、其の抵當としては棧單を取ること多し、又時に保證人を立つれば抵當を免除することあり、其の他從前山西票號は本省官金の取扱ひをなし、大に利益を獲得し居りしが、中國銀行の設立以來本省の官金は一切是れに委せられ票號舊時の利益大に減じたり。

當地に於ける票號の使用せる店員は、主として山西人にして、員數は業務の繁閑に依りて等しからざるも、十五六名乃至二十五六名なり、即ち、

掌櫃　的（支配人）	一人
管賬　的（金銀出納及帳簿方）	二人（四人）
跑外的又は跑街的（外事係）	二人（四五人）
管事　的（執務方及見習）	三四人より八九人
厨子	四五人

各號の營業狀態は明にせず、三晉源、大德川の資本金の二三萬兩を除く外、他七號は何れも十萬乃至二十萬の資金を有し居れりと云ふ、されど吾人は單に資本の額のみを以て、票號の營業狀態を判斷するを得ず、何となれば元來支那人は其の習慣として決して形式的に定めたる資本額の大小によりて其の店の信用の厚薄を區分するの資とせず、要は資本額は小なるも其の財東又は掌櫃的の信用の大なるに從ひ其の店の信用を增し、業務の繁盛を來すに至る、蓋し票號は其

組織合名組織にして、其の資本家は聯合して無限の責任を負ひて執務すればなり。

第四　當舖

當地に於ける當舖の主なるもの左の如し、

濟南南郊外

名稱	所在地
正立德豐	東門裡
通濟祥	西門大街
濟南福盛祥	南關朝山街
惠豐和	東門裡
惠和祥	院東大街
惠祥永吉	西門裡
	西門剪子巷
	院西大街

當地に於ける當舖の開設閉店は天津と等しく自由にして官府の制限なし、但し開設には同業者の許可あるを要す、然らざれば其の開業に及び同業者より甚しき妨害を加へらるゝ恐れあり。

當舖は納稅の義務を有し、且つ毎年知縣衙門に一定の花費を奉納するの外、時々官命に依り幾多の寄附金をなす。

現行の同業規則は贖出期限を三十箇月とす、當票には今尙通例二年を滿期又は二十四箇月を以て爲し、過期變賣作本との文言を記入す、古來二年即ち二十四箇月を以て官定の期限とせしが、其の實は尙六箇月を猶豫す、是れ貧民の便利を計ると共に自家の利益を圖るものなり。

又更に留月と稱する當物贖出の延期あり、是れ定例の期日に至り方に變賣せんとするや窮民自ら該當舖に赴き詳に其理由を述べ暫時の延期を懇請すれば一、二箇月其の當物を留保するを云ふ、一箇月なる日數は滿一箇月の後五日を之に加算し、是れより贖出期の長短を過ぐるとも二箇月に算す。

月利にして贖出期の長短に拘らず、總べて貨物の種類と使錢の多少とに依り之れを定む、月に二分乃至三分を通例とし、次の如く定む。

衣服、金銀細工	一吊文以上	二分五厘乃至三分
毛皮附衣服	一吊文以上	三分五厘
	一吊文以下	二分五厘
玉器、銅鐵器、書畫骨董、木器、磁器、玻璃器、犁、鋤、其他農具		二分五厘乃至三分五厘
夜具、蒲團類		三分乃至三分五厘

其の他貸付金の歩合を見るに、

金銀細工、玉器類	原價の八、九掛
衣類	同　五、六、七掛
家什、農具類	同　三、四掛

なり、凶年、年末等に際し窮民の爲めに、特に官府より訓令を發して利子の引下げをなさしむ、當地に於ては三分は一分引下、二分は五厘引下ぐ、而して毎年十二月二十九、三十の兩日に上利換票をなす、即ち此期に於いて低利を拂ひて新票に書き換ふ。

其の當票上に示せる如く蟲傷鼠咬聽天命とし其の責に任ぜず、又衣類には新舊を論ずることなく、當票上には常に一つの破の字を用ひ、金銀首飾等には必ず一の壞字を用ふ而して此の二字等しく草書にして大きく寫出す。

但し新製のもの當舖に在りて破壞せると本人によりて證明する時に賠償す、其他火災、盜難は賠償し、賠償には其貸金を取らざるのみならず、夫と同額を出す。

當票は質札にして貸與したる金高、當物數、與入年月日、利息等を記す、而して當票を發行したる時は直ちに寫票券簿に記入し、當票と該帳簿とに割印をなし以て後日の證據に便す、今其の票の雛形を示せば左の如し。

西門大街

通濟當

瑞字伍佰拾陸號　姓□□□□今將自己舊物件當
本錢……吊、言明、按月三分利息、二十四箇月
爲期、過期不取、變賣作本、倘有鼠咬蟲傷各由天命、認
票不認人、
民國二年七月　日

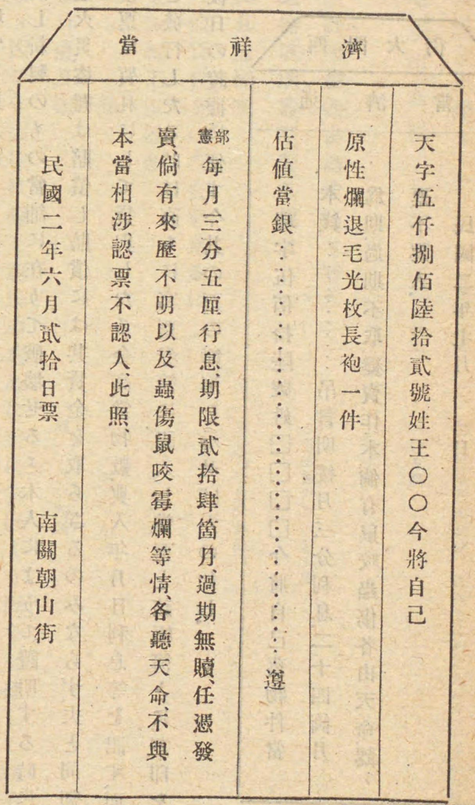

各當舖の營業狀態に就ては是れを明かにすること能はざれども其の中最大なるは濟祥當舖なりと云ふ是れを商務總會にて調査するに濟祥當舖は公稱資

本金三十萬元他は二三萬乃至十餘萬元ならんと。

濟南當舖に就て其の一年間に於ける銀錢出入額を聞くに年の豐凶市況の穩不穩に依りて必ずしも同一ならざれども平年に於いて五十萬元以上なりと云ふ。

第五　鑣局

從來山東省一帶には鑣局なるものあり是れ運送業者にして銀鋪及び貨物の運送をなすものなり商人は是れに依り現銀を內地に運送すれば最も安全なりとす。

鑣局は各沿道の驛に連絡の分店を有し又旅舍を兼業す鑣局の首領は重に馬賊其他の黨類と互に氣脈を通じて其の間に默契を有し鑣局に依る輸送は是等盜難に逢着することを免る故に支那商人又は旅行者は鑣局に依頼して送金するもの多し然れども今や漸次交通機關發達して新式銀行の支店各地に設けらるゝにより是等の舊制は其の跡を絶つに至らんとす。

現時濟南より附近各縣城へ送金するに尙鑣局に依る者なきにあらず濟南に

は現に鑣局七、八家あり、天津は濟南商人の商品仕入地として第一の市場たるを以て、是れに送金するに鑣局を利用する時は、毎一千兩の運賃五兩内外なりと云ふ。

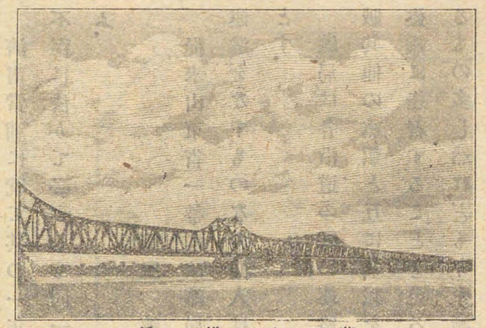

黄河鐵橋

第六　手形

當地に於て行はるゝ手形は支那銀行業者發行のものと、商人の發行に係るものとの二種に分つ、即ち。

（イ）支那銀行發行
- 莊票
- 支票
  - 三聯滙票
  - 二聯滙票

（ロ）商人發行
- 本票
- 支票
  - 爲替手形
  - 小切手

右の中最も廣く行はるゝものは莊票なり、而して莊票には有期及無期の別あり、有期のものは期票と稱し、無期のものは即票と呼ぶ、期票は尙之を分ちて一覽後期日拂と、確定期日拂との二とす。

兩次革命以來動亂絶えず、錢莊の倒閉するもの續出せし爲め、其の發行に係る莊票は多くは即票のみとし期票時にあれども五日を超えず。

第七　爲替

爲替機關としては前記各新式銀行及少數の錢莊あり、此の外支那郵便局は銀元の滙票を取扱ふ、新式銀行は銀元、兩の兩種の爲替を取扱ふも、支那錢莊は兩の爲替に限る。

今當濟南と爲替取引最も多き、周村、青島、天津、上海及芝罘との爲替相場一例を示さむ。

濟南足寶銀濟平	一、〇〇〇兩	＝ 周村周錢平足寶紋銀	九七九・一五
同上		＝ 芝罘曹平足銀	一、〇二一・七六
同上		＝ 青島平足銀	九八四・〇〇
同上		＝ 天津公砝化寶銀	一、〇二四・二七
同上		＝ 上海九八銀	一、〇八二・六〇

市場の狀況に依り爲替相場に變動あるは勿論なれども、此の平價は其の標準をなすものなること言を俟たざるなり。

支那內地各地間の爲替は國際爲替と其の關係を同くす、故に滙票の需要供給は其相場を決定する有力なる原因をなす、而して其の相場に從ひ賣買し、爲替業者は利益を受くるものなるが故に、別に爲替手數料即ち滙水を徵するは無用の如きも、而も慣習は支那の爲替業者をして、特に滙水なるものを外に設けて加算せしむることあり、故に滙水の性質は單に手數料のみならず、相場の長落をも其の中に含むとも見るべし。

今濟南より天津、上海、青島及周村の各地に至る、滙水の最大限度を示さば次の如し、

上海へ毎一千兩に付	一五・〇兩
青島へ	七・〇
天津へ	六・五
周村へ	三・〇

第八　商辦山東銀行章程

一、本銀行は山東商務總會より原山東行政公署設立の山東銀行を讓受し別に商股を募集し、改めて商辦となし、名稱を商辦山東銀行と云ふ。

二、本銀行は、商會の呈明行政公署の批准に遵照し、中國銀行及山東銀行と之を訂立し讓與接收して合同繼續す。

三、本銀行は市場金融に活動し商業の發達を促進せしむるを以て主たる目的となす。

四、本銀行は農商部に呈請し登記を了し株式會社の組織となし、株主は株金を範圍として責任を負ふ。

五、本銀行は本店を濟南に置き、もと山東銀行の設けたる支店は煙台にあるものを中國銀行に合併する外濟南商埠、周村、青島、泰安清寧、上海滕縣等にある各支店を繼承し、北京、天津、煙台に代理店を設け、一樣業務を行ふ、將來尙他所に支店代理店を新設するには董事會の議決を經たる後に於てす。

六、本銀行株金は一百萬元となし、一萬株に分ち、毎株銀一百元とし、北洋或は

站人銀を以てこれに充つ。

七、本銀行の株券は分て二種とす。

一、優先株　合計三千株となす、發起人これを擔當し、拂込終了すれば直ちに營業を開始す。

二、普通株　合計七千株となし開業後に於て繼續募集す。

八、本銀行の資本增加を必要とするときは株主總會の決議を經て更に株式募集をなす、但し先づ舊株主の之れに應じたる後、尙不足を告ぐる時始めて新株を募集す、其の方法は本章程第九條に從ふ。

九、本銀行株券は記名式となし、賣買讓渡は本國人間たるべし、若し之れに違反せることを發見したるときは該株式は沒收して積立金中に加ふ。

一〇、本銀行株券は營業年限未滿以前に在りて其の株主は之れを處分することを得ず、又擔保の用に供することを得ず。

一一、本銀行株式利息帳若し遺失あるときは直ちに確實保證人と連署の上本銀行に報告し、他方遺失株券利息帳の金額、號數、失落地點等を廣告し一箇月を經て尙發見するに至らざるとき、本銀行は別に新に之を交附す、但し手數料として金額の百分の一を徵す。

一二、本銀行株券は記名式となし、一切其の姓名を準とす、故に若し擔保等の用に供したるときに、或は軋轢を生ずることあるも本銀行其の責に任せず。

一三、本銀行の營業種類左の如し。

(一)、銀票錢票の發行
(二)、預金及貸付
(三)、爲替業務
(四)、地金銀及各種貨幣紙幣の賣買
(五)、各種手形の割引
(六)、貴重品保管
(七)、貸付は次の三種とす、

甲、信用貸付
乙　保證付貸付

丙　擔保付貸付

以上三種貸付には別に詳細規定を設く、

一四、本銀行は上記各種營業以外の營業及營業上の必要なき不動產の買收をなすことを得ず。

一五、本銀行營業は毎月一回決算を行ひ董事會に報告し毎年一回總決算をなし、その結果を印刷に附し株主に分配す。

一六、本銀行は總協理董事の選擧に等しく無記名聯級投票法を用ふ。

一七、選擧株權は優先株と普通株とを區分せず、一株を以て一權とす。

一八、總協理董事の任期は四年とす、但し再選を妨げず任期中若し缺員生ずるときは通常株主總會に於て之れが補缺選擧を行ふ。

一九、總理は五十株以上協理董事は二十株以上の株主に非ざれば當選することを得ず。

二〇、投票の時本人自ら來る能はざる事情あるときは代理人を派することを得、但其の代理人は本銀行の株主たることを要し、必ず委任狀を提示することを要す。

二一、本銀行に於て前記の選擧を行ふときは三十日前に於て各株主に通知す、出席者全數の三分の二に達すれば選擧投票を有効とし、總協理董事は得票の過半數を以て當選とす。

二二、本銀行は毎年二月一回株主總會を開く、期に先つ三十日、通告召集す。

二三、株主にして議案ある時は其の旨を事由書に認め總會前董事會に提出すべし、株主三分の二以上の贊成を得る時有効とす。

二四、出席株主過半數なる時は議決をなす、出席せざりし株主は其の議決事項に付き反對することを得ず。

二五、本銀行の董事會の全體或は株主十分の三以上にして必要に際し、臨時株主總會を開かんことを提議する時は先其の事由を以て總協理に報告し期を定めて總會を召集す。

二六、通常總會に於ては總理を以て議長とし、臨時總會には他の一人を公選して議長となすことを得、株主總會の決議事項は書記之れを記錄し議長之

に署名す。

二七、董事會は毎月二回之を開く、十一、二十六の兩日を以て定日とす、前一日監事より、之れを召集し、開會するときは一人を公選して議長となす、列會者總數の過半數に達するときは開議す、出席せざる董事はその決議事項に就て反對を說ふることを得ず。

二八、董事若し事情ありて出席する能はざるときは豫め理由を監事に屆出づべし、已に期に屆る後屆出づるも委任者を派して議決の數に入ることを得ず。

二九、特別董事會は若し特別事項ありて董事の過半數が必要と認むる場合監事に通告し監事は期を定めて之を開く。

三〇、董事會は總協理經理均しく議決の數に入ることを得、但總協理經理に關する事項なる時豫め通知を得たる時は此限に非ず。

三一、本銀行の職員左の如し。

(一) 總理一人

(二) 協理一人
(三) 董事十三人
(四) 監事二人　董事中より公選す、
以上は均しく株主により投票選擧す
(五) 經理一人
(六) 副經理一人
以上總協理より指定し董事會の同意を經て任用す。

三二、本銀行職員の權限及責任。

(一) 總理は本支店事務を總轄す、凡そ行中職員經理以下及各支店支店長皆總理の統轄に歸す、行中職員經理以下及各支店長の選任解雇並に營業上一切重要事件は悉く總理より酌定し董事會議に會同し議決の上施行す、

(二) 協理は總理一切の事務を助け總理事情ありて出席なきとき之れに代る、

(三) 董事は本支店の事務監督の責あり、凡そ業務執行に關するの適否均く

評議の權あり、凡そ一切の興革すべきの各事項悉く董事會に歸し總協理の會同を俟ち議決施行す。

(四) 監事は本支店及代理店の事務を監査するの責あり、本支店並に代理店の帳簿財產及營業上の得失を以て隨時董事會に報告す、每月本支店の決算帳簿を點檢す。

(五) 經理は營業上一切の事務を經理するの責あり、凡そ營業に關する各部の職員は其の支配に歸す。

(六) 副經理は經理を助け營業上一切の事務を協議す。

三三、各支店の職員左の如し。

(一) 支店長は支店一切の業務を總理し全責任を負ふ。

(二) 副支店長は支店長を助けて支店一切の業務を行ふ。

以上は均しく總理之れを指定し董事會の同意を得て之れを選任す。

三四、本銀行株券に對しては官利として年四厘を支拂ふ、株金拂込の日より起算し利息請取帳を交附し半年一回之れを支拂ふ。

三五、本銀行の設立費及營業什器費、紙幣印刷費は每年一割減却す。

三六、純益處分は一割を積立金とし一割を優先株に配當し、二割を役員賞與に充て、殘餘六割を普通株の數目に從つて配當す、但し此の配當は株金拂込の月を以て標準とす、十五日以後に於て拂込をなしたる株式は次の月より計算す。

三七、本銀行の積立金は營業滿期の際之れを配當す、但其の年に到りて帳簿を作成し各株主入株の年限を詳細調査の上、之れに應じて分配するものとす。

三八、本銀行積立金分配の際は株式數目を以て標準とし、株主以外の者はその配當に預るを得ず。

三九、本銀行賞與金の總數は之れを三等分し、一分はこれを

(一) 總協理董事、監事に分配す、總協理はその十分の六、董事監事はその十分の四を得、總協理の得べき十分の六は、その六割を總理四割を協理所得とし、董事、監事の分は四と六の割合に分配す。

(二)、他の一部を經理、副經理及各支店長及副支店長の賞與となす、其の四割を經理及副經理の所得とし六割を支店長及副支店長の所得とす、經理、副經理の割合は六と四となし、支店長及副支店長は總協理の酌量により之れを受く、

(三)、他の一部は之れを本支店各職員に與ふ、其の多寡は總協理之れを定む、

四〇、本銀行營業年限は中華民國三年正月に在り、滿十二年を以て滿期とす、滿期前一箇年株主總會を募集し之れに關する一切を決議す、

四一、滿期前一箇年の株主總會に於て營業繼續を決議する時は、その許可を得たる後に於て各株主は株金を回收すると否との自由を有す、

四二、本銀行解散に際しては株主總會により二人以上の清算人を公選す、

第二章　青島に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

第一　銀元

青島に流通する各種貨幣は之を次の五に分つべし、流通弗銀は墨銀其の大部分を占む、是れ獨逸政廳が特に之を以て青島の標準貨幣としたるにより、大小の取引に殆ど皆之を用ふ、

此の外に北洋、奉天洋等僅に存在す、

日本及朝鮮銅貨銀貨は一九〇四年七月二十二日の告示にて絶對に其の使用を禁止し、若し此の禁を犯すものは罰金十五弗或は禁錮十四日の刑に處すると規定してより、永く流通せざりき、

第二　小銀貨

一角及二角にして東三省鑄造のもの大部分を占め、湖北、江南のもの亦流通す、前者は品質に於て後者に劣るが故に、其の價格に差を附す、即墨銀一弗は前者の十三角內外に當り、後者の十一角內外に當る、然れども是等小洋は白銅貨の發行せられ一般に其の利便の大なるを認めらるるに及び、流通額頓に減じ一般支那人も亦之れを受くるを喜ばざるに到れり、

第三　白銅貨

支那人は各自貨幣の觀念なきが故に墨銀に對する小洋銀貨の比價は到る處日々變動して止まず青島政廳は此の不便を補はんが爲め、墨銀一弗の十分一及二十分一に相當する貨幣たる白銅貨を製造し、三弗まで強制流通力を附し、之を租借地域內に於て使用せしめたるも目下其影を止めず、

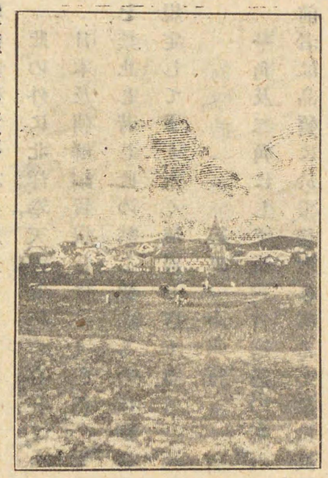

第四　鈔票

此地に流通する紙幣は大部分當地德華銀行發行の弗券なりしも、日獨戰役の結果我軍票之に代るに至れり

此の外俄票と稱する芝罘の露亞銀行發行のもの僅かに流通し、その種類は一、五十弗の三種にして、五分の割引を以てせらる、此の外錢莊は莊票を發行し、廣德成等の錢票も亦一吊より十吊迄のもの流通するを見る。

第五　制錢及銅元

制錢及銅元は共に零細なる取引に供せるれども、生活の程度高き此の地に在りては、制錢の使用は甚だ多からずして銅元以下の取引に用ゐらるゝに過ぎず、然れども下流の支那人間に於ては日常之を使用す。

第六　銀錠

當地の元寶は五〇兩、一〇兩、五兩の三種あり、名を足色寶銀と稱し、又公估銀とも稱す、蓋し公估局の鑑定を經たるの義なり、而して當地の標準成色は足色なり、銀爐として廣德成最も名あり、當地流通の銀は上海より輸入せらるゝもの最も多く、夏季その輸入最も盛に冬季は之れに反す、當地には公估局ありてこれを改鑄秤量して之を鑑定す。

次に當地所用の平はこれを膠州平と稱し、獨逸總督府は其の二兩七錢六分を以て一百グラムに相當すと定む、是れ膠州のものと相同じきなり、今各地平との比較を左に錄すべし、支那人は其の計算に內割、外割の別を爲すなく、此の表も精密なる者に非ざるは論なし。

青島膠平一〇〇兩＝濟南府濟平　九八・四兩

青島膠平	一〇〇兩	芝罘煙台漕平	九九・〇
		上海九八規銀	一〇五・八—一〇六・〇
		周村鎮周平	九六・二—九六・三
		濰縣濰平	九八・二
		泰安府泰安平	一〇〇・五
		沂州府沂平	九六・八—九七・〇
		諸城縣諸城平	九五・一
		青州府青平	九八・七
		博山縣博山平	一〇四・二
		莒州莒平	九五・八
		蒙陰縣蒙陰平	一〇三・八—一〇三・七
		海陽縣海陽平	九九・〇
濟南府濟平	一〇〇兩	青島膠平	一〇一・六
芝罘煙台漕平	一〇〇兩	同	一〇一・〇
上海九八規銀	一〇〇兩	同	九四・二—九四・〇
周村鎮周平	一〇〇兩	同	一〇三・八—一〇三・七
濰縣濰平	一〇〇兩	同	一〇一・八
泰安府泰安平	一〇〇兩	同	九九・五
沂州府沂平	一〇〇兩	同	一〇三・三—一〇三・〇
諸城縣諸城平	一〇〇兩	同	一〇四・九
青州府青平	一〇〇兩	同	一〇一・三
博山縣博平	一〇〇兩	同	九五・七
蒙陰縣蒙陰平	一〇〇兩	同	九六・二—九六・三
海陽縣海陽平	一〇〇兩	同	一〇一・〇

第二節　金融機關

青島は其の發展最近に係り、銀行業に於ては支那舊式銀行の發展を來すの以前に於て已に外國銀行及支那新式銀行已に支店或は出張所を此地に設け、其數

總て八あり、而して錢莊は漸く五家に過ぎず、金融は總て新式銀行の握る所となり、錢莊は全く一部支那人の金融機關たるに過ぎず。

青島靜岡町

第一　外國銀行

今當地に營業する外國銀行は總て五あり、其の名稱を次に擧れば、

一、滙豐銀行
二、正金銀行
三、露亞銀行
四、麥加利銀行
五、正隆銀行

正金及滙豐の二銀行は共に一千九百十三年此地に出張所を設け、自國在留商人の輸出入貿易の金融に資することに努力し、露亞銀行は千九百十二年に芝罘代理店より出張所を當地捷成洋行 Diedrihsen, Jebsen & Co., 內に置く、是等銀行の業務の主たるものは對自國及支那各關係地間の爲替を以てし、兼て在留本國人の保護發展を促進するに力む。

我正金銀行は大藏省の命令に依りて此地に出張所を設けたるものにして、哈爾賓九江の支店と同じく利益を度外視し、唯國際的重要地の故を以て之を開きしものなりされども設立以來成績見るべきものあり。

第二　支那新式銀行

青島に營業を開始せる支那新式銀行は中國銀行支店及山東銀行支店なり、山東銀行は本店を濟南に置く、共に一般銀行業務を掌り主として預金及貸付をなし、專ら支那人間の金融機關たり、現に山東銀行支店が貸出す總額は約銀四十萬兩圓銀三十餘萬といふ。

第三　錢莊

前記の如く既に外國銀行及支那新式銀行の發達ありて、錢莊の發展する餘地なきにより、現今其の數漸く五家に過ぎず、而して是等錢莊が各大市場關係店との間に爲替取扱をなすも、爲替業務も亦外國銀行の掌握する所となる、今其の字

號を擧げん、

猶泰銀號
廣德成（銀爐を兼ぬ）
德盛永
德順祥

第四　銀行の競爭

當地は發展最近に係り、加之新式銀行は德華銀行を除くの外は、一九一二年より兩三年の間に頓に增加したるものなるが故に、其の間に營業上の競爭を生ずるは免れざる所なり、即支那人の經營に係る謙順銀行は嘗て德華銀行と競爭して終に破綻し、次で中國銀行及山東銀行は今尙德華銀行と共に海關の金庫を司らんとして競爭しつゝあり、中國銀行は財政部に申告して一地方銀行たる山東銀行に財政の一部たる海關稅の取扱の任に當らしむるは不當にして且危險なるを主張し、其の業務を己の手に收めんと運動せしも、山東銀行の總理が財政總長周自齊なるの關係より容易に其の目的を達する事を得ざるなり、現に海關へは德華、中國、山東の三銀行出張して預金を己の手に收めんことを競ひ、稅關にては全く隨意に其の何れかへ預金をなし居る狀態なり。

第五　爲替

各外國銀行は自國及支那各重要地取引店との間に爲替業務を取扱ふ、其の相場の基準は常に上海の爲替を以てす、當地輸入商の債務決濟は多くは上海に於て行はる。

弗爲替に付き百弗に對する滙水を記せば、

上海宛	一弗半	
天津宛	一弗	
芝罘宛	一弗	

此の地は從來多く用ゐられたる方法として、德華銀行の小切手を直接送附して送金をなす、今七月五日に於ける錢莊の五日拂滙票の價格を擧れば次の如し。

芝罘拂	一〇一兩七四	（青島百兩に付）
上海拂	一〇六兩一六	（仝　上）

尙爲替取組には百弗に付き五角の割合を以て手數料を徵す、此の外錢莊は一般送金爲替を取扱ふ其の滙水は時期により常に變化すれども、今其の最高及最低を示せば、次の如し、（千兩に付）

濟南宛	最高七兩	最低七兩
濰縣宛	同五兩	同五兩
芝罘宛	同十兩	同七兩
天津宛	同二十兩	同十兩

右の如く爲替料は不廉なるが故に、近時送金の爲めには現銀の輸送をなすこと多しといふ、

次に青島標準銀百兩と各重要地の兩との平價を示せば、

芝罘（曹平足銀）	一〇一・三三
上海九八銀	一〇六・〇九
天津化寶銀	一〇〇・五二
周村紋銀）	九六・一八
濟南足銀）	九八・二四

獨乙郵便局の爲替は、支那にて獨乙郵便局を設置する地方との間には其料金を英洋十元に付爲替料一角とす、其の額は爲替券一枚四百弗を限りとす。山東內地にては中國郵便局の爲替取扱局にして當局と爲替取組關係を有する局は左記の如し、

膠州　坊子　青州　博山　淄川　高密

右は毎英洋十元に付爲替料一角とし、一枚の額二百元を以て限度とす。

第三章　芝罘に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

芝罘に於ける通貨を大別して銀元銀元票子、錢票竹票外國小銀貨、支那小銀貨及び銅元制錢とす。

第一　銀元及兌換券外國小銀貨

銀元及此れが兌換券並外國小銀貨を列擧すれば、次の如し、

英　洋（即ち墨其哥銀にして鷹洋に同じ）

北　洋（北洋造幣局の鑄造に係る所謂北洋銀元なり）

大俄票（露亞銀行の發行する露貨留に對する兌換券なり又俄票とも云ふ）

中俄票（大俄一票は五十留、百留の者を云ひ、中俄一票とは十留、五留の者を云ふ）

半元洋（露亞銀行の發行する一種の貨幣にして小洋十角に相當する圓銀貨也）

日　票（日本舊紙幣及彼の菅原道眞を印刻したる日本紙幣也）

小日洋（日本小銀貨即ち十錢、二十錢、五十錢の銀貨を云ふ）

小　洋（小銀貨十角を云ふ）

江湘洋（江南及湖北造幣局の發行する銀元）

吉林洋（吉林造幣局の發行する銀元）

奉天洋（奉天鑄造の銀元）

日　洋（日本圓銀）

俄金洋（一留の金貨代用の銀貨）

俄洋圓（露亞銀行の發行する銀元）

墨銀兌換券中、其の最も流通額の多きは滙豐銀行の弗票子、中國通商銀行露亞銀行及當地の豪商順泰號發行の者等にして、滙豐銀行及順泰銀行の者最も多し、而して額面金額は一弗、五弗、十弗の者を主とす。

芝罘支那市街（煙台）

順泰號が芝罘にて兌換券を發行する外其他小銀行の者は皆上海にて發行するものにして當地にては一も之を發行するなし、順泰號は當地屈指の豪商にして巨萬の資本を有し、銀行業の外に雜貨店を營み、柞蠶紙及び豆素麵の製造をも兼營す、內外人の間に信用頗る厚きを以て同店の發行に係る洋銀票は當地方に於て廣く一般に通用し、黃縣、龍口、沙河、文登、萊陽等にも盛んに用ひらる。

第二　小銀貨銅元及制錢

芝罘市場に於ける小銀貨は青島市上に於ける者と大差なく、東三省鑄造の者多く、湖北、江南の者之に次ぐ、是れ年々滿洲地方に出稼ぎする山東人が同地方より持ち歸るが故に

して、其の相場も亦他所鑄造の者に比すれば最も廉にして一弗に對して十二角以上の交換率を有す。

銅元の現在市場存在高は詳かにし難きも五百萬元とは我三井洋行員の調査に係りし所にして、其墨銀に對する昨年中の相場の平均は約百三十二枚强に當る、尙近時山東都督府の發行に係る中華民國の新銅元も通用す、其品質は從前の者に劣れるが故に支那人等は此を受取る事を拒む事少からず。

制錢は支那本位貨幣たりし者にして當港の如き夙に開市する者なれども尙之を以て日々の相場の基礎となす。

制錢には官府鑄造の者と私錢と稱する民間鑄造の者とあり、當地に於て用ゆる者は重もに官錢なり、官錢は銅五十四鉛四十六の割合を以て鑄造する規定とす、されど年代に依りて大小厚薄一樣ならず、康熙、雍正、順治の三錢は形大にして白黃色を帶び品質良好なるも、乾隆、道光、嘉慶、同治、光緒の五錢は形小にして品質粗惡なり、乾隆、道光、光緒の諸通寶最も多く、其外私錢及我寬永通寶も少なからず大小善惡相混淆して市場に流通す。

第三　制錢計算法

當地に於ては京錢千文を一吊文とせず、慣習として少數を減じ九百九十四文を以て一千文と見做し、之れを一吊文と稱す、而して四百九十九文迄は四百九十九個なれども五百文と云ふ時は三文を減じて四百九十七文を以てす、故に五百文よりも四百九十九文は實際に於て多きが如き奇觀を呈するなり、又五百九十九文迄は三文引なるも六百文以上は六文を控除するの慣例とす。

以上述ぶる所は無論支那人間に於てのみ用らるゝ所にして彼等固有の計錢語あり、之を列擧すべし、但し是等は單に芝罘のみならずして東部山東省一般の通慣たり。

一、大錢　制錢に同じ、私錢を混ぜざる者。

二、清錢　制錢に同じ、專ら店舗の取引に用ひらるゝ一種の名稱なり。

三、毛錢　百文中に私錢の五文を混ずる者を云ふ。

四、一九錢　百文中に私錢十文を混ずる者を云ふ、尙此の地に二八錢、三七錢、四八錢等皆此の類なり。

五、對開　五五錢の類にして其の制錢私錢混合の割合が五十文と五十文にして、即ち相半ばする時は此れを對開と稱す、又對開より尚進みて私錢の方多くなれば、倒の字を附し倒四六、倒三七錢と稱す。

毛錢以下四六錢迄は方錢と稱し、普通の取引に用ひ、對開以下は料理店、茶館、阿片館、理髮店等に於て使用せらる。

此他中錢、京錢或は津錢と稱する者あり、共に同一の計算單位にして、制錢一個を二文と稱し計算するなり。

實際斯かる錢あるに非ず、直隸山東の支那人は物價を云ふに、必ず「何百何十文大」又は「何百何十文京」又は「津」と云ふ、是れ京とは北京の京にして、津は天津の津なり、又「大」とは京津錢に對し制錢の事を大錢と云ふより斯く唱ふるなり。

第四　錢票

信用ある錢莊、錢舖及商店に於て發行せる制錢の引換手形にして、票紙には支那紙を用ひ紙面には制錢の金額及兌換の旨及び發行の日附番號及商店名等を誌し捺印をなす其の金額は少きは一吊文より多きは五十吊文に至る、芝罘錢業公司の發行する錢票の如きは大率四、五十吊文の者とす、錢票を發行したる商店は其發行高に應じて少くとも三割以上の準備をなし置かざるべからず、故に小資本の店にては準備金に乏しく直ちに引換に遇ひ其煩雜に堪えざるにより寧ろ其發行を止むる者多し。

當地に於て最も信用ある錢票は順泰號の者にして其他數十家之を發行したるも彼の革命の亂塵を蒙り、僅に十八家を殘し他は悉く破產或は閉店したる爲め目下其流通高少なし。

當地錢票の使用は一時は二百萬吊餘も流通し最盛の時機には近鄉は勿論寧海、萊陽、蓬萊、棲霞、文登まで使用せられしが、清末より漸次衰退して遂に現今僅に七十萬吊餘となるに至れり。

當地錢票の起源は謙益豐なる錢莊が光緒二年に、千吊を發行したるに在り、是より漸く進歩し光緒二十二年に急激なる增加をなし光緒三十四年に至り錢票發行の錢莊五十家に及び、一家平均二萬吊を下らず百萬吊に及べり、されども商務總會の決議は終に之に關渉し保證金を出すべき事を以てせり、玆に於て忽ち

紙幣の減退を見たり、是れ商務總會が、紙幣と同一の作用をなし何等選ぶ所なき者を民間に自由に發行するを許す時は、金融界を疲弊紊亂せしめ幣制統一上大なる障害を來すが故に先づ一定の保證金を出さしめ、尚期間を定めて全部回收せしめ、再び發行するなからしむるの意志に出でたる者なり。

現在錢票を發行する錢莊十八あり、今其の名號及び發行高を左に示さん、

聚春盛	八〇、〇〇〇吊	和昌泰	三〇、〇〇〇
中和興	六〇、〇〇〇	圭誠信	二〇、〇〇〇
厦來興	五五、〇〇〇	蚨聚號	七〇、〇〇〇
恒德源	二〇、〇〇〇	東德增	一〇、〇〇〇
恒聚茂	四〇、〇〇〇	恒成和	二〇、〇〇〇
洪泰	七八、〇〇〇	福順泰	四〇、〇〇〇
德順泰	六、〇〇〇	東洪泰	四〇、〇〇〇
同來泰	七〇、〇〇〇	福順洪	二〇、〇〇〇
源發長	二〇、〇〇〇		
豐泰永	一五、〇〇〇	合計	六九四、〇〇〇

尚墨銀票子を發行する者二家あり、即ち次の如し、

順泰號　六〇、〇〇〇元

萃芃號　五、〇〇〇

第五　竹票

一名竹錢とも稱し、芝罘及山東內地にある驛站及騾車の宿泊店に於て發行する制錢引換手形にして、長方形の竹片に油又は漆を塗り、表面には發行店名及び

表

○六底錢壹仟文　復來興記

裏

○第捌百貳拾參號　復來興記

引換金額を刻し、每票制錢五百文乃至一千文を限とし、各地取引店に於て隨時現金に引換ふる事を得るものとす、携帶に便なるが故に內地に貨物を運搬する趕騾的及び騾店の間に盛んに通用せらる、尙黃縣、沙河、萊陽等にても亦行はる。

第六　銀鋪

芝罘には有名なる芝罘漕平兩を用ひ、其の銀塊には元寶、中錠及び小錁銀の區別あり、今流通各種銀鋪の主なる者を揭ぐれば次の如し。

東海關白寶銀　每個芝罘漕平約五十兩內外、昇水壹兩二錢、芝罘銀爐にて鑄造

營口錦寶銀　一個五千兩內外昇水一兩二錢。

吉林大翅錦寶銀　同上、大翅とは銀鋪の上面兩側に突出したる翅に似たる者あれば云ふ。

湖北方槽白寶銀　一個五十兩內外　昇水九錢五分より一兩二錢、方槽とは上部四角にして槽の形をなす者なり。

濰縣白寶銀　一個五十兩內外　昇水一兩二錢

黃縣白寶銀　同　同

沙河白寶銀　同　昇水

天津衞黑寶銀　同　同　一兩乃至八錢

山西黑寶銀　同　同　二、三錢乃至七、八錢

太沽黑寶銀　同　同　最高七、八錢、又去水二三錢の者もあり銅沙を含有す、黑寶銀の色は黑味を帶ぶ。

江海關白寶銀　同　昇水一兩二錢

河南圜底銀　同　昇水一兩內外

河南次白寶銀　同　昇水最高六、七錢、去水二、三錢の者もあり、

松江錠　一個四兩乃至五兩、生糸其他の商品代金として北京より陸路芝罘に來る。

鹽課銀　一個拾兩內外、山東より輸送する鹽の代價として河南より來る。

錢糧子　小粒銀にして每個一兩より四、五兩。

錢糧とは地稅を意味す、されども此銀は單に地租に限るに非ずして其他にも使用せらる。

燈草碗子　一個四、五兩より八、九兩、其形燈盞に似たるを以て此の名あり。

銀鋌の重量小なる者の昇水は同質の銀錠に比し割引をなし、去水は割増多し、銀爐に於て改鑄の耗量を計算する爲なり。

第七　芝罘銀錠の標準

各地各様の馬蹄銀中其の成色即ち其の中に含有せる純銀の割合は皆相同じからず、故に支那人は是等の成色を表さんが爲に一六、二四、二七、二八等の寶名を用ゆ、其意味は重量五十兩内外の馬蹄銀を紋銀と稱する假想的本位に比較し品質何程佳良なりやを示す者にして、一六寶と云へば紋銀に對し五十兩に一兩六錢の打歩を有する馬蹄銀を云ふ、以下之に準ず、紋銀の成色は何人も明白の答解をなす能はざれども印度造幣局に於て上海馬蹄銀を分析實驗したる結果紋銀は其の成色九三五・三七四位なりと云ふ。

上海にて二兩七錢五分の申水を含有する重さ四十九兩九錢二分の上海元寶銀を芝罘に於て檢定せしに、一兩一錢五分の昇水を附す、是れ上海の標準成色は紋銀なるに對し芝罘は一六寶を標準とすればなり。

即ち

紋銀標準の時二七五寶は50兩内外に申水　2.75兩
一六寶は紋銀を標準として同上の申水　－ 1.60
故に一六寶を標準とすれば申水　1.15

但し此の計算は成色のみにつき云へる者にして、上海兩と芝罘兩の重量の差を論ぜざるなり。

大阪造幣局にて試驗したる所によれば上海漕平九八規銀と芝罘漕平一六寶銀との比較次の如し、

芝罘漕平重量	五〇・八〇兩
同上　昇　水	一・一五
計	五一・九五

と云へる銀錠を驗したるに次の結果を得、

五〇・八兩の重量	二八、六三九・九グレーンス
純分千分の中	九八六・五

一兩の重量　五六三・七七グレーンス

流通價格一兩の重量　五五一・二九グレーンス

而して上海銀錠に就きては、

上海漕平重量　五〇・八七兩

昇水　二・八〇

計　五三・六七

九八の習慣に從ひ　五四・七六（上海に於ける流通價格）

此の銀錠を試驗したるに次の結果を得たり。

五〇八七兩の重量　二八、七七八・八グレーンス

純分千分の中　九八五・五

一兩の重量　五六五・七三グレーンス

流通價格一兩の重量　五二五・五四グレーンス

之により此の二個の銀錠純分の比を求むれば、次の如し、

551.29 × 986.5 = 543.84 グレーンス

525.54 × 985.5 = 517.91 〃

∴ 100 × 543.84/517.91 = 105.006

故に芝罘漕平一六寶100兩＝上海漕平九八規銀105.00とすべし又其重量のみにつきて見れば

100 × 563.77/565.73 = 996.53……

故に芝罘漕平重量 996.53 とすべし

然れども支那人は必ずしも此の結果と同一なる比を云はず、或は

芝罘漕平一六寶一〇〇兩＝上海九八規銀一〇四・五〇

同　＝同　一〇四・八八

などゝ云ふ、各爲替をなすに當り自家の利多かるべきやう之を定むるに外ならず、今支那人の云ふ所により芝罘兩と各地兩との比を見れば次の如し。

芝罘煙台漕平一〇〇兩＝青島膠平一〇一・〇兩

＝濟南府濟平　九九・三六―九九・四〇

芝罘煙台濟平一〇〇兩

上海九八規銀　一〇四・五―一〇四・八八
黃縣濟平　一〇五・六
寧海濟平　一〇五・五二（又曰く一〇三・〇二）
羊角溝濟平　一〇三・四
威海衛濟平　一〇一・五七
萊州府萊州平　九四・六九七（又曰く九六・三）
利津縣利津平　九七・五―九七・六
蓬萊縣蓬萊平　一〇〇・六（登州府）
蒲台縣蒲台平　九八・五
周村鎮周平　九七・三―九七・四
東昌縣東昌平　九九・二
文登縣文登平　九八・〇
榮城縣榮城平　九八・三
萊陽縣萊陽平　九五・〇

昌邑縣昌邑平　九六・二
濰縣濰平　九九・二
壽光縣壽光平　九八・三五
齊東縣齊平　九九・〇
北京六厘市平　一〇二・〇
天津行平　一〇一・一五
金州　一〇〇・四
海城　一〇〇・八五
營口　一〇一・四―一〇一・二
岫巖　一〇〇・七
奉天　一〇一・七六
蓋州　一〇〇・八五
遼陽　一〇〇・三八
紐子窩　一〇〇・二五

第八　芝罘兩と海關兩

當時海關に於て稅金徵收に用ゆる海關兩と芝罘漕平兩の割合は、海關兩百兩に付き外人には芝罘漕平兩百〇四兩四錢とし、支那人には芝罘漕平兩百〇六兩四錢とし、內外人によりて其間に二兩の差あり、これ一八六三年淸國より佛國へ償金を支拂ふに當り、淸國政府は銀換算法を誤り海關兩百兩に對する芝罘兩の割合を百〇四兩四錢として受授を了したるに依り、海關兩の百兩は實際芝罘兩の百〇六兩に相當するに拘らず、爾後居留外人は百〇四兩四匁の割を以て支那人は百〇六兩四匁の割を以て納稅することゝなり、延いて今日に至れるものなりと云ふ。

第九　各通貨間の比較相場

當地に流通する通貨の相場は銅元は每朝七、八時頃及午後三時頃の二回當地錢業者大街天后宮(大廟)內に集合して之を定め、其他の洋錢等の相場は錢業公所に於て之を建つ、錢業公所には錢莊、銀行銀號及外國銀行家等集まり之を決す、公所は只に兩替の相場のみならず爲替の割增割引等も之れを定む、大正元年七月十五日に於けるものを列記すれば、

英洋	一弗＝芝罘兩	〇・七一〇
北洋	同	〇・七〇〇
大俄票	同	〇・七七四
中俄票	同	〇・七四四
小俄票	同	〇・七四二
牛莊票	同	〇・七〇〇
半元洋	同	〇・六一五
日老票	一圓が芝罘兩の	〇・七二〇
日洋圓	同	〇・六八五
邊洋圓	同	〇・七〇〇
小洋圓	十角が芝罘兩の	〇・五八七
江湖圓	同	〇・六九五
吉林洋	同	〇・六四五

奉天洋	十角が芝罘兩の	〇・六四五
小日洋	十錢銀貨十個が	〇・七〇〇
俄金洋	一弗が芝罘兩の	〇・七一〇
俄洋圓	同	〇・七〇〇
小洋錢	墨銀一弗に付き	十二角以上
銅元	一弗につき	百三十四枚
制錢	銅元一枚につき	十枚

第二節　金融機關

第一　外國銀行

當地の外國銀行には露亞銀行の支店ある外は皆出張所或は代理店なり、今之を列擧すれば左の如し、

銀行名		
橫濱正金銀行	盎斯洋行(Anz & Co.,)代理	
露亞銀行	太古洋行(Butterfield & Swire,)代理	
滙豐銀行	和記洋行(Cornabe Eckford & Co.,)代理	
麥加利銀行	同上	
東方滙理銀行	同上	
有利銀行	同上	
德華銀行	捷成銀行(Diederichsen, Jebsen & Co.,)代理	

正金及滙豐、露亞を除きては專ら爲替業のみを營む。

當地に於ける歐米及び本邦向け爲替相場は上海相場に基き算出するものにして、外國銀行間には爲替立相場あり、又上海向け爲替は普通芝罘銀千兩に對し上海銀千四十六兩を以て標準相場となせ共、金融の狀況により常に多少の高低あり、即ち舊曆一月より八月迄の間は金融比較的に緩慢なるを以て爲替の需要者なく、從て上海宛相場下落すれ共、九月より十一月に至り更に十二月に入るに至りては金融逼迫を告げ、從て此の時期には爲替の需要者多きを以て上海宛相場騰貴す。

第二　錢莊

當地の重なる錢莊は二あり即ち、

謙益豐(中國銀業代理店兼營)　資本百萬兩と云ふ

順泰　資本金百五十萬兩

是なり、謙益豐は有名なる當地豪商の一にして銀行業の外に、公估局銀爐を兼ね、又關稅、釐金稅、其他官金の保管をなし、資本金總額百萬兩を有すと稱せられ、當地支商間に信用厚かりしも今破產せり。

順泰は本業の外に雜貨、柞蠶糸及び豆素麵の製造を營み、山東鹽稅の保管を掌り、當地方內外人の間に信用厚し、今此の二莊の取引先を見れば

謙益豐　天津　北京　營口　青島　上海

順泰號　天津　北京　營口　青島　香港　上海　仁川　京城　濠州　神戶

橫濱

なり、內地爲替の期間は十日拂ひにして、其の相場は爲替の出合及び金利の如何により常に高低あり、四五月頃を最低とし、十二月を最高とす、今當地錢業公所が定めたる爲替手數料を示せば、

毎千兩につき　爲替料買入料　五　錢(鋪銀の)

同　爲替取組料　一　兩

同　上海爲替買入取組料　各一兩

同　上海電報爲替買入料　五　錢

右の如くにして、若し組合錢業者にして此規定を守らざる時は千兩以上の罰金を課すと云ふ。

其他の錢莊には、

聚盛號　和興存　協豐玉　福順永

恒聚茂　恒德源　東德增　和昌永

和城泰　天義恒　恒祥和　正祥和

政利號　永和豐　和盛泰　同來興

洪泰號　源發長　同泰利　恒祥茂

中和順　直方大　恒盛和　恒記號

同　恒　源　徳　會　昌　永　西　恒　福　同　六　萬　盛
和　盛　號　祥　祥　號　徳　泰　泰　永　源　皓　茂　徳
編　合　吉　吉　恒　同　大　双　裕　祥　徳　成　大　豐
順　記　盛　順　義　盛　昌　盛　晉　興　盛　興　升
恒　號　泰　昌　公　和　永　泰　徳　公　後　興　泰　恒

長　四　中　公　和　源　吉　元　聚　聚　益　增　恒　公
茂　盛　義　成　興　和　記　豐　森　盛　生　豐　生　聚
盛　成　興　號　號　記　號　盛　泰　和　興　泰　東　仁　盛

益　復　鮫　聚　大　聚　利　利　和　合　同　裕　廣　同
順　来　聚　春　義　盛　號　長　泰　後　居　公　禎　後　祥
德　興　號　號　盛　號　盛　泰　泰　後　順　合　增　聚　昇

興　恒　致　斗　豐　公　福　協　恒　聚　義　聚　豐　和　昌
順　聚　和　升　泰　成　泰　盛　發　生　豊　成　義　號　存　成　永
和　後　祥　恒　永　順　永　同　裕　祥　義　號　存　成　永

大　源　慶　豐　双　恒　同　永　合　天　義　廣　禎　泰
生　德　豐　記　順　盛　記　來　順　盛　和　泰　泰　慎　順
王　生　裕　德　後　泰　後　盛　後　興　興　永　成　和　泰

同　德　興　義　同　恒　永　阜　恒　恒　福　恒　恒　中　裕
慶　盛　順　豐　豐　興　豐　興　盛　盛　順　順　源　和　成
祥　永　得　和　祥　仁　德　和　裕　同　德　爐　號　盛　號

同春福　天益恒　裕和湧　永衆盛
協盛玉　增盛德

以上百四十六家は吾人が芝罘市街に於て目撃したるものなれども其盛衰常ならず、時に變遷を免れず。

錢莊の業務は兌換或は銀の賣買を主なる營業とし雜貨商等之を兼營する多し。

芝罘に於ては大なる取引は銀錁を用ゆと雖普通小取引にありては專ら銅元制錢を以てす、之れが爲め錢莊普通の業務は銀錁洋錢等の兩替なり、又山東省出稼苦力の芝罘より出入するもの多く、年年平均二十餘萬に上ると云ふ、是等出稼苦力中其一割乃至二割は出稼地に移住すと雖其大部分は二年乃至三年にして歸鄉するを常とす、而して此の歸鄉者は西比利亞及滿洲各地より露國貨幣、日本貨幣等を携帶し來る者多く之が兩替は錢莊の業務として主要なるものゝ一たるなり、故に錢莊の看板には收買俄帖、兌換銀錁の文字を表はす。

芝罘の金融は上海の金融と密接なる關係を有し、銀錁の相場、換錢率の高低、金利は凡て上海電報によりて左右せらる。

芝罘に於て賣買せらるゝ爲替手形は大部分上海手形にして天津牛莊其他內地に向けらるゝ手形は極めて小額なり。

芝罘より各地宛の爲替手形は錢莊相互間又は錢莊と大商店との間に賣買せられ、上海に對する者は當地錢莊又は大商店が上海に支店、代理店或は取引店を有し、或は預金關係を有するを以て、頗る頻繁なりとす、故に芝罘、上海間の爲替は極めて便利なるも、其他の內地との爲替關係は少きを以て、不便にして爲替料の如きも自然高率たるを常とす。

爲替相場は烟台曹平一千兩は上海兩一千〇四十五兩に相當するを以て、之を標準相場となし、芝罘より上海宛參着拂の送金をなさんとせば、普通此標準に依る、而して以上の標準相場は如何にして決定さるゝやと云ふに、元來芝罘銀と上海銀との實際比較は一千兩に對し一千〇四十八兩八錢餘に相當するものにして、其中より現銀送費千分の三內外を控除し、之に銀行業者の利益を加へて計算を定むるなり。

芝罘市場に於て賣買せらるゝ手形は芝罘商人が上海宛に振出す滙票にして一覽後十日見票遲十天を以て通例となすも、而して其當時に於ける金融の繁閑及爲替出合の如何によりて前記標準相場の上に割引を附す、此割引は貼色或は貼水と稱す、之に反し割增をなす時には之を倒貼水と稱す、但し倒貼水は爲替界の常態にあらずして、經濟界に變動を生じたる場合に限る。

貼水の高低は變化實に窮まりなしと雖、最低一兩最高二十兩を示し、一年平均約八兩なりとす。

芝罘より天津又は牛莊への爲替は實際取引少なく、從て上海爲替の如く便利ならず、牛莊に對しては双方同額、天津に對しては天津の一千兩に對し烟台曹平千〇四兩を以て標準となす。

芝罘外商が上海手形を購はんとする時には必ず取引錢莊に依頼し一定の手數料を支拂ふて之を求めしむ、而して錢莊は依頼に應じて上海手形を求め、其手形に裏書として字號及捺印をなし、以て錢莊は手形に對する一切の責任を負ふ。

芝罘にて用ひらるゝ滙票の樣式は又三聯單式にして又一葉より成る樣式も

に使用せらる、右二者の樣式は次の如し、

三聯票より成る者

存根	滙
○字第○號 民國○年○月○日在煙台滙到某々賓號某銀若干兩 正滙到某地見票遲期幾天兌還 送交 收去即將原票繳回 ○字第○號	茲在煙台滙到 某々賓號某銀若干兩正言明滙至某地見票遲期幾天 無息交付倘有遺失作故紙此據

臺照　無保不付

民國　年　月　日　四點鐘後

○字第○號　以及禮拜

概不掛號

某錢莊滙票

票

此票根在煙台滙到

某々寶號某銀若干兩正言明滙至某地見票遲期幾天

兌還

送交

收去即將原票繳回註消即請點照

民國　年　月　日　滙票根

票根

茲在烟台滙到

某々寶號九八銀平銀若干兩　正滙至上海見票遲期幾

天兌還送交收去即將原票繳回是荷此據即請

某々豐記　年　月　日　烟台某錢莊滙票

一葉より成る者

三聯單手形中注意すべき點は次の如し、

一、無保不付即ち保證人を立てずんば手形金額の支拂に應ぜず、是れ支那に於ては手形讓渡には白地式裏書にて足るの慣習なれば、支拂上の危險を避けんがために、特に保證人を立てしむるものなり、

二、四點鐘後以及禮拜概不掛號は即ち毎日午後四時以後及日曜日には支拂引受のための呈示及支拂請求あるも之に應ぜずとの意なり、

內地への旅行者が現銀携帶の不便と危險を避けんため旅行先大商店に至り

て現銀の支拂を受くるため、現銀を當地錢莊又は商店に拂込み、爲替券を受取ることあり、其形式極めて簡單なるものにして即左の如し、

今收大洋五百元
年　月　日
某々寶號　某々棧

是れ一片の肉筆紙片に過ぎざるも、旅行者は之により行先地に於て所要の現銀を受取り得る便あるなり、其手數料は即墨縣まで百元に付一元半、青島まで一元位なりと云ふ。

錢莊は預金を取扱ひ、其大錢莊に在りては商人の預金を取扱ふの外、官金例へば道臺衙門東海關或は釐金局等の收入金を取扱ひ、是を他の一般商人へ貸付く、然れども最大錢莊たりし謙益豐の破產以來、官金取扱は中國銀行に移り、一般錢莊の信用減じ商人の預金は主として露亞銀行の取扱ふ所となれり、故に錢莊の業務として預金業は見るべきものなきが如し。

當地或種の錢莊に於ては沙金、赤金の賣買を營む、當地に集り來る沙金は遠くは浦鹽斯德哈爾賓或は滿洲各地より、近くは山東省內地寧海縣下、捷霞縣下等よりするものなり其質良好なるもの少なく、捷霞縣下より產するものゝ如きは金四分位なりと云ふ錢莊にては之を買收し塊狀となし之を條金と稱し、錢莊間に賣買す、終りに上海に移送せられて赤金とせらるゝものなり。

條金は其品質純分元より一定せるものに非ざれば、其賣買に際しては試金石を用ひて其光澤を觀察し、品質に階級を附するものなり。

錢票は銅元を代表する紙幣にして一吊、二吊等の別あり、其發行に關しては十人の保證人を擧げて商會に報告するに止まり、發行額或は正貨準備に關し何等法律上の制限なく、錢業公所及商會と雖、何等規定する所なく、全く發行錢莊の任意なれば其危險なるや論を俟たず、然れども錢莊舊來の信用に依りて之を發行し、貸付支拂に之を充つるを以て芝罘市場には盛んに流通し時に信用厚きものは芝罘以外の地に至るも尙ほ流通す。

錢票發行錢莊は合計十八家あり、其詳細は既述の如し。

第三　錢業公所

烟台錢業公所の宣統元年に定めたる規定左の如し、

烟台は通商以來漢洋交萃して錢幣屢變じ、各種貨幣混用せられ、其弊害益深からんことを恐る、故に甲辰の秋我同業者錢業公所を儒林街に創立し、以て同業者集會所となし、先に條章を設け規模齊整たり、近時錢業取引頻頻として日に發達し、新たに錢莊の開設せらるゝもの多く、本公所の加入者亦從て增加するに及び、屋宇狹窄を告ぐるに至り、引いては攤濟多く喧騷事端を滋くし易きに至れるが故に、更に整頓して以て市場の利益を保全せざるべからざるに至る、吾等既に前に公所を創始せるあり、宜しく其の志を後に續ぐべきを思ひ、今新に桃花街路西の樓房に遷移し、茲に同業者會集して條規を重整す、凡て同業者各之に遵ふべく若し之に違反する者あらば章に按照して議罰すべし、茲に條規を列記すること次の如し。

一、鈔票洋元の相場たる元より常なし、故に相互取引若の後にり、至し、一騐一落あるも互に異議するを得ず以て私爭を杜ぐ、

二、客に代りて洋元を賣買する時は出入手數料の二分を扣用し、殆私を許さず凡賣買には爭賣爭買して人の交易を破ることを許さず、以て市場を安んじ爭端を杜ぐ、

三、鈔票を客に代り賣買するときは手數料を扣用し又英洋は現洋と同率扣用するものとす、

四、滙票の代客賣買は手數料毎千兩に付五錢を扣用す、

五、客に代り辦事するものは鈔票等の相場を曖昧にすべからず、務めて眞實に辦事すべし、以て詐欺の弊を除き爭競を杜ぐ、

六、客に代り賣買する者俄帖の出入毎一萬兩に付五兩の手數料を扣用す、

七、客に代り辦事するに書類に不正の相場を用ふべからず、如し之を查明せば重罰に處して決して寬恕せず、

八、客に代り辦理する元寶、銀、碎白銀は毎封手數料五分を扣用す、估費、扛費は客の自辦とす。

九、各錢莊の店員公所に入會せざれば規則を守り、任意放蕩喧鬧體面を失ふことあるべからず、

十、會首議事の時會員にあらずして擅に議事所に入り議事事項を私に傳ふることを許さず、

十一、公所の什器一切の物件は務めて之を愛用し、狼藉すべからず若し損壞するあらば各自賠償せしむ、

十二、若し取引相互投合せずして爭端を惹起するあらば、會首其是非を公論して處罰し、遵はざれば脫會を命ず、

十三、公所內銀洋鈔票を論ずるなく、一切空賣買を許さず若し之に違反するものあらば衆議處罰す、

十四、公所の揭示は會首之を酌量し相互亂壞なるべからず、又不正市價を捏造すべからず以て市面を安んじ商業を重んず、

十五、同業者にして未だ公所に入會せざる者も各章に遵照し辦理す若し遵はざるものあらば投票人は函信により告發せらるれば、前章に照して重罰を加

倍す若し又知りて報せざる者を發見せば永く公所に出入することを許さず、

以上は公同酌定し商會公所に呈明して認許を經たるもの、各店舖の店員等若し之れに違反するものあらば每千兩に付二十兩の罰金を徵し、以て公所の經費に充つ若し遵はずんば即時脫會せしめ再び入會することを得ず、後改心して再び入會を願ふものは須らく公所に金員若干を納入することを要す。

第四　銀爐

芝罘に於ける銀爐は總べて七家あり、即ち

同泰利　聚豐厚　元興和　恒聚棧

恒源豐　太永　恒順爐

是なり、化費即ち鑄銀料は五十兩寶一個に付一錢の割合なり

第五　公估局

公估局は元と謙益豐の兼ぬる所りしが、同錢舖の破產するに及び現今は公估局として單獨に存立す、公估局の估銀費即ち鑑定料は五十兩寶一個につき三十五文、中錠銀（十兩）一個につき十文、碎白銀二三兩位のものは五十兩につき三十五

文なりとす。

各地より輸送する元寶にして改鑄することなく、芝罘市場に流通せしめんとするには、公估局に至りて之が鑑定を乞ひ、元寶面に書しある申水或は押印を書換ふることを要す、此の書換料は寫費と稱し五十兩元寶一個につき三十五文なり。

第六　當舖

芝罘の當舖は、特種の組織に係り獨立營業をなすものなく皆福山縣城なる通惠當舖に代りて營業するものにして、即ち質の取次店なり、是れ接當局の名稱の起れる所以なり、蓋し接當とは他の當舖に代りて當贖するの意味なり。

通惠當舖は芝罘の西方約三十支里なる福山縣城に在り、其財主は黃縣の丁氏なり、其當期は廿八箇月にして當利は毎月二分即ち一吊錢につき二十制錢なりとす。

當地接當局にては質入せる衣服等を一箇月內にて回贖する時は無利息となし、唯質入の際脚力と稱して幾分かの手數料を收むるのみ此の脚力は典物の種類により一樣ならざれども普通一吊につき四五十制錢なり。

典物にして一箇月間回贖せざる時は接當局に於ては之を福山縣城通惠當舖に送致し、當期當利等總べて其規定に依るものとなす、接當局にて是等典物を福山縣城へ送るには毎月末に驢馬にて輸送し、其馬賃は接當局の負擔する所なり、而て回贖の時には接當局に至り回贖の旨を告ぐるも、直ちに取引することを得ざるは勿論にして、福山縣より送り來る間待たざるべからず、其日數普通三日を要す。

接當局の開設に關しては官府より領帖するの必要なく、唯福山縣衙門よりの許帖即ち認許狀を得るを要するのみ、許帖の下附を受くるには幾何かの納金を要し、其額は一定するものにあらず、或は二百兩と稱し、或は四百兩と稱し、或は五百兩と稱す、但し資本の大小により納金額に差異あるものなるべし。

開設の時此の納銀をなせば其後當稅當規などの諸稅を納むる必要なく、唯毎年貧衣若干を縣衙門に納むるを要し、衙門にては之れを貧民に給與す、是れ他地に見ざる所なるも此の縣下の當舖は皆此の方法を採る、其納むる貧衣の數は各

々異なり、滙記接當局にては毎年二百套なりと云ひ同記接當局にては毎年百八十套なりと云へり、是れ一時に上納するものにあらず、年四季に分ち正月、四月、八月及び十二月に納む、此の貧衣と云ふは質流の粗惡なるものを云ふなるべし芝罘には接當局總べて八家あり、即ち次の如し、

滙記接當局　滙記接當分局
恒豐長接當局　恒豐長接當分局
大有接當局　大有接當分局
同記接當局　恒發裕接當局

以上接當局の外小押と稱し極めて少規模小資本の質屋あり、苦力貧民等を相手に小額なる貸付をなす。

第四章　龍口に於ける貨幣

龍口は近時交通要地となり一九一五年開市場となりし都市にして、大連其他滿洲各港との定期船あり、山東半島の滿洲とを連絡する捷路に當り、山東人の滿洲に出稼ぎする者、皆此の港より す。

流通貨幣は各種の銀元、露の留貨、日本圓銀、及東三省鑄造の小銀貨各省の銅元なり、もと制錢を用ゆる甚だ多かりしも今や多く熔解せられ漸次其跡を絕たんとす、されど古來の慣習により交易は吊を以て本位とし、一吊は五百文にして之を銅元に就きて稱する時には五十個を一吊と名づく、各種銀貨の相場は皆此の吊を以て定め毎日各貨幣間の相場を建つ、銀行には中國及交通二銀行の支店あり、交通銀行は關稅を保管し、紙幣を發行す、他に日本人設立の龍口銀行あり、一吊五吊、十吊、五十吊、一百吊の紙幣を發行す。

當地流通の元寶銀には足銀、寶銀、吉林大翅錦寶銀及黃縣白寶銀あり、各一個五十兩內外なり、當地の金融は東方四十支里に在る黃縣の司る所なるを以て、其用ひらるゝ平も黃縣漕平なり。

海關兩　一〇〇兩　＝　黃縣漕平　一一〇·五兩
黃縣漕平　一〇〇兩　＝　芝罘漕平　九四·四兩

龍口の爲替は同地錢莊が其の取引店及び代理店を有する地方に對し之を發

行するものにして、繊昌厚の如き是なり、現時當地と大連營口との取引漸く增加し來れるを以て同地方に對する送金も漸く增加す。

滙票の手數料は百兩に付き二兩乃至五兩なり時季に依りて一定せず。

第五章　周村鎭に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

周村鎭に於ける通貨は濰縣、青州等と同じく銀錢、銅錢、銅元、銀元、小洋、錢票紙幣等なり。

周村鎭の標準平として當地錢業者の用ゆる平は周錢平と稱し、其他猶二三の平あり。

周錢平一〇〇兩＝庫平　九九·七兩

膠平　一〇三·八—一〇三·七

青平　一〇二·三五

庫平　九九·五

周村絲店平一〇〇兩＝庫平　九九·三

同　毛店平一〇〇兩＝庫平　九九·六

標準成色は足寶なり、商賣の種類に依りて足寶の扣を用ゆ、例へば洋布洋紗店にては足寶の九八扣を用ひ、又市色とて足寶銀百兩に對し一兩の打歩を附するものあり、即ち足寶九十九兩を以て市色百兩となすなり、此地にて最も多く取引に用ひらるゝ馬蹄銀は鏡面寶銀と稱す。

制錢は粗惡なるものを混ずること多く普通其十個內外を以て銅元一個に當つ、其計算法は濰縣に同じ、されど凡ての取引に皆九八八錢を用ゆるにあらず、青州府及び當地にては九六錢即ち九百六十京錢を以て一吊文とし、又九八錢即ち九百八十京錢を以て一吊文となすもあり。

墨銀と湖北銀元、北洋銀元は殆ど同價なり、小洋錢は吉林省のものを除く外は皆流通す、中國銀行、山東銀行及び當地錢莊の發行に係る銀票並に錢票流通す、錢莊の發行する銀票には庫平足寶票及び周平足寶票の二種あり、錢票は凡て銅元票のみなり。

第二節　金融機關

第一　銀行及錢莊

周村鎮に於ける支那銀行には山東銀行、中國銀行及び錢莊、錢舖等凡て四十餘行あり。

錢莊の組織及び營業は略濰縣に同じ、當座預金は利子を附すれども低利なり、定期預金は存據票を預金主に交付し期日に至り之れと引換に元利を支拂ふものとす、其利子は三箇月年利三分半年利四分半、一箇年年利五分とす、預金を有する者に對し錢莊は小切手の振出を許す、此の小切手は市上に轉々流通すれども發行者及び錢莊の信用に依りて其授受を拒まるることあり。

貸付は多く信用貸にして利子は年利五分半より一割一分に至る、凡て期間の長短は舖戸の信用に依るものなり。

錢莊は爲替を取扱ふも各地に支店又は取引店を有するもの少なければ、自ら爲替の取組を爲さずして、他の銀行に託し唯其間に於て多少の口錢を得るに過ぎざるものとす。

各錢莊は皆銅錢に對する錢票を發行す、銀票を發行するものは一二家に過ぎず、其發行高は不明なれども正貨準備の五六倍多きは十倍に上るものありと云ふ、而して源隆裕は資本金五萬兩にして錢票十萬兩以上を發行すと自ら稱せり。

今錢莊及び錢舖の字號を擧げん。

阜祥	益太瑞	源隆裕	孚記
福記	德太東	會祥	德太恒
德聚東	夏興東	義利恒	大德成
協昌恒	鴻昌福	廣成	義成和
裕來恒	恒興瑞	源生東	慶元東
裕和	永源益	福源成	德源永
慶元正	天德厚	東成瑞	滙吉昌
同半太	三益太	增成福	長聚太
萬順東	德興棧	恒昌	

第二　錢業組合

周村に於ける錢業組合は之を福德會館と稱す、萬順街路北にあり、各錢業者毎日此處に會して銀の賣買、銀貨と銅錢との相場及び利子歩合等を定め、毎月初一日、十五日には同業者間の破産の處分を始め種々の紛議を協定す、公所の役員には各錢莊の選出に係る司事一人ありて諸般の事務を掌る、此の外司事を補助する値月なるものあり、各組合員は順番に之に當るものとす、今左に公所の規定を示さん。

一、毎月初一日及十五日に値月は早朝公所に至り諸物を整頓し香を燒き神を祭り風雨の害なからんことを祈るものとす。

一、本組合は凡て外行との銀錢を兌換するには出入に一割を增減するものとす若し之に從はず自己の利益を謀り、任意に價を定むる時は百兩に付き罰金十吊、千兩に至るものは閉店三日の罰を科す、値月は之れが檢擧を行ひ情に依りて之を看過するを許さず、若し之を犯せば其罰は同樣なりとす。

一、本組合錢銀兌換は貸借の論なく、二分五厘引を以て記帳するものとす、怠惰にして此規定に從はざるものに對して三分八厘引を以て決算すべし。

一、本組合貸付には長期短期あり、以て急緩に便にす、經手人は必ず證書を作成し後日の證據となすべし。

一、本組合現銀の賣買は九八八京錢を以てなし、足色實銀を相場の標準とす、若し本組合支拂の現銀にして其重量不足のものあれば公砝碼を以て準となすものとす。

一、本組合員にして新に支店を開設せる時は、本店より入會金壹百吊を納め、又其店號一字を改添せるものは京錢貳拾吊を納め以て公費に供す。

一、本組合は其貸金と賣却とに論なく、凡て現銀にして鐵銅を夾雜することを查出する時は、必ず之を使用したる家に於て其損害を負擔すべし。

一、本組合は其代金支拂の長期、短期に論なく、現銀を賣買するものは毎百兩に付公所の費用として京錢四十文を當日中に納付するものとす、若し之を隱匿して通知せざるものは毎百兩に付罰金京錢四百文を課す。

一、本組合は錢票を使用し以て錢財と交易す、閉店せるものゝ手形は三日を

經過すれば其退換に應せず又本組合にて使用せる僞紙幣は何時にても退換に應ずべし。

一、本組合にて凡て大小公事あれば組合員は公所に集參し欠席するを許さず、而して各家必ず支配人自ら參會すべく年少者を派して袖手傍觀公事を等閑に付す如きことある可らず。

一、本組合は外行と仲立人を通じて取引する場合には、其長期短期に論なく千兩に付京錢一吊を出し、其四割は公所の費用に充て其六割は仲立人の所得とす。

一、近來現金減少且つ其品質一定せず、沙板等の小錢を混用す、此幣たる出難くして入易し、爲めに人の挾制を受け又は組合の名聲を損ふべし、故に凡て組合各行は外錢の客人と取引する際には此の情狀を告げ時に臨み拒絶せらるゝことを免るべし。

一、本組合は現銀錢の當座預金に對しては凡て其證に捺印し以て記帳上誤謬なからしむ若し錯誤あれば悔ゆとも既に晩し。

一、本組合空相場をなすとの風評は之れ吉兆にあらず、目下此の症少なきも後來愈多きに至れば直ちに之を禁止すべし。

一、外行の市上に在りて本組合銀行と賣買するものは出入增減每百兩に付使費銀五百文を公所に納付すべし、本行よりは當番の値月を派出して防察せしめ、私に隱蔽するを許さず、敢て違ふものは重く罰すべし。

一、鐵道附近商買輻輳本組合發行の錢票は相互に便益を與ふるを見る、今官銀號は點燈の頃に至れば取引せざる旨を告示せり、各店も又之に遵ふべし、即ち夜十時を過ぐれば、一切取引を爲さず、此際は方に黃昏善惡識別し難く爲めに惡人に乘ぜらるゝ恐れあるを以て心を用ひて之を防がざる可からず。

錢業公所に於て銀の賣買交涉成立する時、公所より其の證據として發給する執照あり、今福元盛が復興東より二百兩を買ひたる證を示せば次の如し。

執照　字第　號

復興東賣銀貳百兩價福元盛要

光緒卅三年七月　日　錢業公具

第三　銀爐

周村に於ける銀爐は凡て四戶あり其重なるものを德盛東興源とす、其營業及び組織は濰縣に同じ。

銀爐は老君社なる公所を組織す、其公議を左に示さん。

銀爐公議

一、毎百兩の鑄造料を京錢六百錢と定む。

一、銀爐を營むものは毎月初一日に於て來往撥兌は須く之を清算すべし。

一、若し新開の銀爐にして本組合に入らんとするものは京錢三十吊文を納めて公用に備ふものとす。

一、鑄造料は如何なる端數と雖も切捨ることを許さず。

一、元寶銀を以て鑄造料を支拂ふものは、市價に按して計算すべし。

一、若し以上の規定を犯すものあれば、閉店三日を罰し私情に係るを許さず。

周村の當舖には永孚、阜祥、惠吉の三家あり、何れも三、四萬兩の資本を有す、財東は黃縣人なり、典錢は凡て銅元を用ひ、制錢を用ゆること稀なり、永孚當舖の言に依れば利子は當單には二分と明記すれども、實際は短期のもの一分五厘、長期に亘るものは三分を徵す、例へば十月初一日より一月三十日までは利子一分五厘二月に入る時は三分として計算すと。

第六章　齊東縣に於ける貨幣

濟陽より下流六十支里の所に齊東縣あり、水害の爲めに屢遷し、其の東南三十支里の所に縣衙門を新設し、縣城を移してより二十年なれども、商家は南門裏の

二十數軒に過ぎず、從て錢業を營むものとしては端世昌と稱し藥業と共に營むもの一あり、洋元の賣買をなすに過ぎず。

通貨としては、北洋、站人、制錢、銅元に限られ、其の相場は東南方七十支里の周村に於て定むる所に由る、當時の相場は前記二商の買相場共に二吊六百二十文(一吊は九八錢なり、錢票其の他の紙幣、小洋等の流通全くなし。

當地所用の平は齊東平と稱し、標準銀は濟南と同じと稱するも全く銀錠の流通するなし。

齊東平一〇〇兩＝庫平九八六兩
〃　濟南平九九五兩

第七章　濟陽縣に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

當地は濟南を距る七十支里、黃河の下流に臨む人口二千の小縣城にして、商業振はざるも、水路ありて濟南との交通容易なる故に、其間の取引多く、通貨は種類多く、金融上稍發達したる點あり、流通錢票は額面一定し形式も兌換券に類似す。

各種貨幣の種類及交換比例次の如し、

湖北洋　一元＝二吊六百五十文
北洋同　〃＝二吊六百四十文
站人同　〃＝同上
銀一兩　　三吊九百十文

相場は多く濟南に於て定むる所に從ふ。

銀錠は流通せず單に名目を存するのみ、前記の外銅元、制錢の一般通貨たるは勿論にして、錢票は重要通貨たるも額多からず、小銀貨は流通することなしと雖も錢莊によりては兩替に應ず、されど其の價甚だ低きを免れず、鷹洋、中國、山東、獨華銀行の各紙幣は流通殆どなしと雖も其の兩替に應ず、其の相場は錢莊により て同じからず、專業錢莊にありては鷹洋は湖北洋と同一相場にて取扱ひ、各紙幣は一元に付き二吊六百文にて買入る、上記の相場は皆買入相場なるが故に賣相場は各々二十文乃至三十文高きものとす。

一吊は九八錢なり、所用の平は濟陽平と稱す。

濟陽平一〇〇兩＝濟南平九七六兩

標準銀は濟南銀と同じ。

第二節　金融機關

總て六家あり、二戶を除くの外は皆雜貨を兼業とし、資本何れも小なり、其の名稱を擧ぐれば、

泰成永（錢業專門）　恒泰厚（京貨兼營）　恒豐豫（京貨兼營）

實業錢莊（錢業專門）　中興和（京貨兼營）　文德和（京貨兼營）

各錢莊は銀元兌換を主とし、兼て錢票を發行す、錢票は一吊、二吊、三吊、五吊の四種に限る、錢票を發行するものは文德和、中興和、泰成永の三家に限られ、他は之れを發行せず。

其他錢莊の業務として放款存款あり、放款は、保證人連署の證書を出すにより て始めて行はる、百吊に付き一箇月の利子二吊內外とし、存款には利子を附せず。

當地錢業者には爲替を取扱ふものなし。

第八章　禹城縣及平原縣に於ける金融機關

禹城縣は商業地に非ず、錢莊の主なる者は、

永盛和　享豫號　源濟成　福永昌

元吉成　德茂號　瑞發祥

にして就中永盛和を大なるものとす、其業務を見るに兌換を以て主とし、錢票の發行をなし一吊、二吊、三吊の三種あり。

當地唯一の當舖として大德當あり、月利三分とす。

平原縣の錢莊は三家あり、蚨聚成、福盛公合盛公是なり、銀兩の兌換をなすのみにして錢票は發行せず。

第九章　寧陽縣肥城縣長清縣に於ける貨幣

寧陽は兗州府より五十支里、縣城なれども商業として見るべきものなし、二三

の錢莊ありしも破產して今は錢舖あるのみ通用貨は銀元銅元錢票の三種なり

票には二吊三吊の兩種通用す。

肥城も亦一小邑にして錢莊は乾豫、王善寶裕、慶范久成等あれども資本は概ね一二千兩にして云ふに足らず、當地通貨は元寶、英洋、銅錢の四種なり。

長清は稍盛にして商業の見るべきものあり、金融機關たる錢莊も左の八家にして資本概ね二三萬より四五千に至る、

同心協　豫豐太　恒度　原太和

益盛　道生豫　裕泰　和義成

當地の通用貨は元寶、英洋、龍洋、北洋、及銅錢票なりとす。

第十章　泰安府に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

泰安府の府城にして津浦鐵道に沿ひ、濟南に近く、農產物の集散地に當り、人口二萬餘を有す、其金融機關も稍備はり業務の範圍も亦廣く、滙票の賣買を行ふあり、又支那固有の錢莊の外に新式なる山東銀行の支店あり、一般銀行業務を取扱ふ、通貨の如きも種類多くして中國銀行の紙幣も流通し、又錢票の如きも其の形式に於て兌換券に類似し、其の額面も二吊、三吊、五吊の三種を發行す。

泰山に向ふ。

通貨は北洋銀元站人銀元銅元錢票、中國銀行の紙幣を主とし墨銀も流通せざるにあらず、但し錢莊中には之を取扱はざるものあれども、山東銀行支店に於ては三種同一相場を以て取扱ふ。

此地の平は泰安平と稱し、標準銀は足色實銀なり。

泰安平一〇〇兩＝濟南平　九八・〇兩

〃　一〇〇兩＝膠州平　九九五兩

貨幣相場は錢業者毎日商務分會に集りて定むる今當時に於ける比價を示せば、

北洋及站人銀元一元に付き　一吊六百五十文
鷹　洋　一元に付き　一吊五百文內外（錢莊により異る）
泰　安　兩　四吊〇四十文

當地の一吊も亦九八錢の勘定とす。

第二節　金融機關

此地の錢莊は大部分錢業を專門とすず、其の名稱左の如し。

裕豐厚　謙益恒　益和興　泰茂號
元享錢店　裕茂號　廣聚泰　益成號

以上西門內に在り上記の中裕茂號は中國銀行鈔票兌換を掌る、當舖は文晟の一家あり、月利三分と定む。

慶豐號　聚典恒
濟泰號（雜貨兼業）　華盛和

以上城外西關にあり、此の外山東銀行支店あり。

錢莊の業務の主たるものは放款（貸付）存款銀錢兩換錢條發行滙票の賣買なりとす、錢條とは錢票なり。

放款の利率は百吊に付き一箇月一吊以上三吊以下、金融狀態の如何に依りて一定せず、而して放款の最小限度は五十吊なりと、存款には利子を附せず。

此地の錢莊は大率爲替を營み、而して其取引先は濟南上海青島の三地とす、今送金爲替に付きて其爲替料を見るに、足色寶銀の泰安平一千兩に付き濟南宛は二兩、上海宛は八兩乃至九兩、青島宛は三兩乃至四兩にして滙票の需要供給の關係に依りて滙水に變化あること言を俟たず。

第十一章　新泰縣に於ける貨幣及金融機關

當地は泰安を距る六十支里に在り、人口二千に滿たざる小縣城にして、商業の見るべきものなく、經濟狀態極めて幼稚にして、六軒の小なる錢舖は何れも棉布業を兼營す、錢票を發行するものなきは、他と異る所とす、今錢舖を兼業する商人の字號を記せば、

同　増　盛　　同　典　號　　益　盛　永
長　盛　聚　　福　慶　昌　　長　増　號

通貨は銅元、制錢、北洋銀元、站人銀元にして北洋一弗は當時二吊五百文、站人は二吊五百四十文、又當地一兩は四吊と四十文に當る、鷹洋は全く通せず、所用の平は新泰平と稱し其比較は左の如し、

新泰平一〇〇兩＝庫　平　九六・四兩
〃　＝蒙陰平　一〇一・六兩
〃　＝泰安平　九八・一兩

第十二章　濱州に於ける貨幣

濱州は蒲台縣の北二十五支里に在り、北鎮と共に此地方一帶の市場とす、錢票の濱州錢莊發行に係る者は信用あり、蒲台縣にも流通す、濱州錢票は一吊、二吊、三吊、四吊、五吊の五種あり、之を發行する錢莊は次の如し、

錢行專業

中　信　誠

德　太　誠　　錢業專業
義　祥　太　　雜貨兼業
隆　慶　永　　同
隆　盛　斎　　同

各貨幣の相場は湖北洋、站人、北洋共に二吊五百文とす、賣價は二十文乃至三十文高なり、

第十三章　武定府に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

武定府城は人口二萬あれど商業盛ならず、錢票制錢を主たる通貨となし、銅元極めて少し、又北洋、站人は多く流通し、湖北洋はなきにあらず、鷹洋は全くなし、交換割合は共に二吊五百六十文にして銀一兩は三吊八百四十文なり、賣買の際には三、四十文の高低あり、一吊は九百八十京錢なり、

此地所用の平は半蘇半廣と稱し、流通銀は白寶銀を主とし標準は足銀なり、

當地には公盛と稱する銀爐ありて各種銀の改鑄をなすことあるも、銀細工を主業とし規模小にして金融上勢力あるものにあらず。

武定平一〇〇兩＝濟南平九九・四兩

第二節　金融機關

錢莊の數比較的少し、其の主なるものは次の如し、

公裕成	雜貨兼業	
宏昶號	同	
蚨豐號	錢業專門	
德順號	同	
同詳永	同	

其の營業も亦銀元の賣買を主とし、錢票の發行放款、存款とす、宏昶號を除く外は一、二、三、五、十吊の五種錢票を發行す、十吊の者最も多く附近一帶の地に流通す、各錢莊は必要に應じて集合して銀元の相場を決定するも期を定めず、各錢莊間の取引少く他家の發行する錢票は之れを兌換せず、貸付には保證人を要し、其の利子は百吊に付き一箇月一吊內外なり、預金は利子を附せず。

是等票子の外附近地方に於て發行せられたる錢票も流通す、其發行地及錢莊は次の如し。

胡家　集（東南六十支里）

統源茂
協昇和
義聚和
恒祥號

廟　店（南東二十五支里）

北協昇和
義祥永

李家　庄（南六十支里）

雙合泰
裕豐恒
恒豐號

清河　鎭（東南七十里）

德源號

此地中國銀行は出張所を設け、專ら國金の取扱をなし、發行紙幣の交換をなす。

第十四章　利津縣に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

利津は黄河々口より四十二哩上流の北岸に位す、河口淺きが故に舟利少しと雖も、芝罘、龍口との間に交通あり、附近産物たる棉花、大豆、粟等の集散地に當る、人口五千餘を有す。

通貨は站人及北洋を主とし、湖北洋及墨銀も流通せざるにあらず、通常の賣買には悉く制錢及錢票銀元票を用ひ、銅元の流通極めて少く、錢舖も之を有するものなし、今各貨幣の比價を示せば、

北洋	二吊五百文	
站人	同	（店によりて十文内外高く買入るゝものあり）
湖北洋	同	
鷹洋	二吊四百七十文	（店によりて買入に應せざるものあり）
銀元票子	二吊四百八十文	

銀元票は中國銀行及交通銀行發行の兌換券なり、相場は毎日午前七時城内南北街の商務分會に錢莊の代表者集りて銀の賣買をなし以て之を決定す、芝罘の相場を其の根柢とするなり。

以上の相場は銀元と制錢との其の日の比價を示すものにして、即ち北洋一弗と制錢二吊五百文と全く同價値なるを示すものなれども、兩替を依頼する時錢莊は銅錢を以て洋錢を買入るゝものなるが故に、其の公定相場より二、三十文を減じ賣る場合には反對に二、三十文を加ふ。

此地の吊は九百四十京錢即ち四百七十制錢百文は九十四京錢にして四十七制錢とし、當地の平は利津平と稱す。

利津平一〇〇兩	＝	庫平	九九・七兩
＝	＝	濟南平	一〇一・九兩
＝	＝	靈化平	一〇〇・五兩
＝	＝	海豐平	一〇〇・三兩

‖、慶雲平　一〇三五兩

第二節　金融機關

錢莊は大小二十二あり、主たるもの次の如し、

官錢店（官金取扱を兼ぬ）	錢行專門	泰盛祥
晉吉昌	糧食兼業	增吉昌
同祥	同	瑞盛和
福和成	同	和興德　糧食雜器兼業
豐和（北街にあり一吊の錢票を出すもの獨り是あるのみ）		長盛　糧食兼業
同聚義	糧食兼業	恒裕　同

以上十二家は皆東亞大街に在り、其他小なるもの數家あれども錢票を發行するものなし、以上は皆二、三、五、十吊の錢票を發行す、錢票は城內は元より附近一帶の鄉地に流通す、錢莊は發行額百吊に付き四五十吊の準備金を有するに過ぎず、又農產物の出廻時期に於ては自家發行の錢票を以て買入をなすを以て其利す

る所大なり。

貸付利子は一年一割五分內外にして保證人を立つるを要し、存欵には利子を附せず。

第十五章　霑化縣及海豐縣に於ける貨幣

當地も亦鹽窩と同じく生活程度低く、一般の取引單位は制錢を以てし、小銀貨銅元の流通は僅少なり、銀元としては北洋弗を第一とし、殆んど全額の九割を占め、殘りの一割は墨銀及湖北江南銀元とす、錢票には一吊と五吊との二あり。

霑化及海豐の其銀錢には濟南の白寶銀流通す、其平は次の如し。

霑化平　一〇〇兩　‖　利津平　一〇〇·五兩

海豐平　一〇〇兩　‖　利津平　一〇〇·三兩

第十六章　蒲台縣に於ける貨幣

商業上何等價值なき小縣城にして、通貨として制錢を用ゐ銅元の流通甚だ少

く、錢舖に於ても之を準備せず、錢舖としては唯東永泰の一戶あるのみ雜貨を兼營し錢票を發行し、一般の錢業を取扱ふ、此の外數戶の雜貨商は時宜に應じ銀元の賣買をなす。

蒲台平は百兩＝濟南平一〇〇・八六兩にして標準銀は濟南と同し、其の一兩は買相場三吊七百五十文なり。

濱縣、蒲台地方に至りては銅元、銀元の流通漸く少く、通貨の大部分は制錢なるが故に、其の價他所に比して高く其の計算方法亦複雜す。

制錢は九四八錢と稱し其一吊は九百四十八京錢なり、故に實際の錢數は四百七十四個の制錢を以てす、而して其百文は十分の一なる九十四・八京錢即ち四十七・四制錢に非ず、九十六京錢即ち四十八個の制錢なり、但し五百文は一吊の一半とし四百七十四京錢即ち二百三十七制錢とす。

銅元は之に反し九八錢を以てす、又足錢と稱する計算法あり、是れ五百個の制錢を以て一吊文とする者なり。

第十七章　羊角溝に於ける貨幣

當地は芝罘、龍口と小汽船の往來あり、小清河に依りて濟南に通じ、其の商業稍盛んなり、通貨の主なる者は墨銀及び北洋銀元にして其の二者の流通額殆んど相半ばす、其他東三省銀元、湖北、江南銀元、站人銀元あり、外國銀行紙幣の流通する者なく、當地錢莊益隆西の發行する錢票一吊より十吊迄の十種あり、小銀貨の流通額僅少にして小取引は悉く銅元單位なり。

當地商人は濟南其他西南地方及び芝罘龍口、利津より來りて出稼的に商業を營む者のみ、其通用する銀錠の如きも前記地方の者多く、濟南白寶銀、濰縣白寶銀及沙河白寶銀等あり、平は羊角溝平と云ふ。

羊角溝平一〇〇兩＝芝罘濟平九六・六兩

爲替機關としては山東銀行支局あり、本行の爲替業務專ら濟南及び龍口、登州、黃縣、芝罘等宛にして、相場は元を以てするとあり、尙當地より各地に至る爲替相場は時季に依りて變動し、手數料も亦季節に依りて同じからず、

今左に二三の例を示す、

濟南宛	一覽拂手形(即付票)	百元につき平均	四元
龍口宛	四月より五月迄	同	一元—三元
登州宛	五月より七月迄	同	一元—五元
黃縣宛	七月八月の頃	同	一元—六元
煙台宛	九月十月頃	同	一元—一〇元

等の如し。

第十八章　鹽窩に於ける貨幣

當地の通貨としては北洋墨西哥及び銅元制錢なれども銅元少く取引は制錢を以て行はれ小銀貨は頗る稀に見る所なり、取引單位は吊文にして、當地恒興錢莊の發行したる錢票あり。

東鹽窩西鹽窩に分れ東鹽窩には商舖あれど錢莊なし、只西鹽窩に錢莊の二三あり、當地の兩は利津平を用ゆ。

鹽窩利津平　一〇〇兩＝芝罘漕平　九七·六兩

爲替機關と稱するものなし、現銀を送らんとせば必ず鏢局に托す、其の手數料は里程の遠近と銀高とに依りて定まる、通常百支里の所に百兩を運送するには六兩を徵す。

第十九章　兗州府に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

兗州府に於ける通貨は銅元元寶及錢票にして、制錢は少し、錢票は二吊三吊五吊の三種にして、當地の錢莊隨時之を發行す、墨銀龍洋は雜貨商間に用ひらるゝも其額甚だ少し、龍洋に二種あり、江南北洋是なり

第二節　金融機關

兗州の錢莊は左の如し、

錢莊	東家姓	資本

廣生　郭壽辰　二萬兩
增源　朱敬修　三萬兩
公利　張永思　一萬五千
福昌　張　朱　三千
慶芳　劉德心　四千
德豐　劉進德　二千

の六家あれども、取引甚だ盛ならず、爲替業も行はれず、且つ信用も又薄弱なり、慶芳の如きは錢莊を專業となせしも今は茶葉の賣買をなし、德豐も現時酒の卸賣を兼業とせり、斯くの如く當市に於ける錢莊業の振はざる所以は之れ兗州府は其の勢力を附近の濟寧に奪はれ、商業として見るべきものなく從つて金融機關の大なるものは概ね濟寧に移轉せしに因る、銀爐は估衣市街西首に在りしも、現時は廢業の狀態にあり、每日の貨幣相場は濟寧より二回の報告を得て之を定む、兗州濟寧間六十支里なり。

兗州に於ける當舖には恒順號廣生號あり、質物は衣服、銅錫農具、金銀なり其期

間の定め方は月の端數十日以內を一箇月とし、十日以上は二箇月とす、即ち一月一日より三月九日迄は二箇月を以て勘定すと雖も、三月十一日に至れば三箇月を以て勘定す、期限は二十四箇月にして利子は月三分とす。

第二十章　青城縣に於ける貨幣及金融機關

當地に於て最も注意すべきは主要通貨は制錢にして銅元の流通極めて少きことなり、銀元の相場は

北洋一元　＝　二吊四百三十京錢
湖北同　＝　二吊四百四十京錢
站人同　＝　二吊四百三十京錢

而して此地の一吊は九八八錢なりとす、故に一吊は四百九十四制錢なり、銅元の價格を見るに、

北津　二吊五百六十文
站人　同　上

湖北　二吊五百八十文

而して銅元の勘定は銅錢の場合と異り九八錢なる故に一吊は銅元四十九個に當る、當地には錢票の流通する者なく小洋、鷹洋各種紙幣も餘り通せず。

各貨幣の行市は五日毎に錢莊の代表者が城內城隍廟內に開く銀市に於て決定する所に係る。

青城平の標準成色は濟南と同じ、但し銀錠の流通するを見ず。

青城平一〇〇兩＝庫平　九四七兩

＝濟南平　一〇四五兩

此地には錢業を專門とするものなし、錢莊名稱は

增盛和　糧食行を兼業す　裕豐　糧業兼業

福順全　雜貨兼業　同和公　同

恒順東　同　元祥　雜貨兼業（東門外にあり）

義太　洋布業兼業

の如し、元祥を除く外は皆北大街に在り。

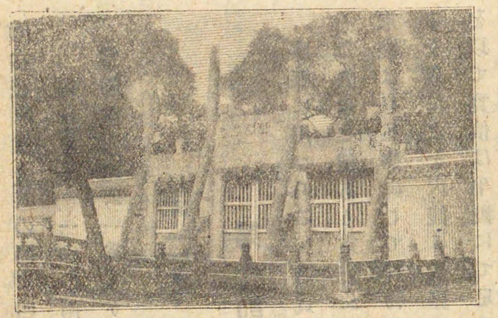

曲阜孔子廟の外墻

第二十一章　曲阜縣臨城縣に於ける金融機關

曲阜縣は商業地に非ず、金融上見るべき者なし、錢莊として復泰其他二三錢舖あれども、兩替をなすのみ當舖として李增龜一家あり、

臨城には錢莊として永興號あり、一吊五吊十吊百吊の錢票を發行す、一吊は四十九銅元なりとす。

第二十二章　鄒縣に於ける貨幣及金融機關

鄒縣に於ける錢莊は增和祥、恒祥にして資本は共に四五千兩なり、滕縣と同じく市場に殆ど制錢なし此外錢莊の發行する錢票あり、四吊、五吊のものとの二種とす。

當地に用ふる秤は滕縣と同じく庫平なれども鄒縣の一百兩は滕縣の九十九兩六錢に當り、其の間に四錢の差あり。

鄒縣庫平　一〇〇兩　＝　滕縣庫平　九九·六兩

當舖は晉豫公一家あり。

第二十三章　滕縣に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

滕縣に用ひらるゝ通貨は元寶及び銅元にして小洋は通用せず、制錢は甚だ少し、銅錢に二種あり、京錢及大錢是れなり、而して實際使用するものは大錢にして京錢は只空稱にして實物なし、然れども一般市場の相場は京錢にて何文と稱するを以て之を大錢に換算せざるべからず、即ち大錢一文は京錢二文に相當するを以て實價は半數にて足るものとす。

第二節　金融機關

滕縣に於ける錢莊は次の如し、

錢莊號	東家姓	資本	錢莊號	東家姓	資本
滙遠號	毛	二萬兩	增祥和	張	五千兩
聚盛	張	二萬五千兩	德全	鄭	二千兩
永茂	王	五千兩	忠盛美	俞	五千兩
同勝	黨	八千兩	德盛和	魯	六千兩
豫泰增	魯	四千兩	同和	魯	三千兩

所用の兩は庫平にして庫平兩五十兩を元寶及銅錢にて受取りたる證を示せば次の如し、

是れ庫平五十兩の中三十兩二錢五分を銅錢に換錢し、其餘の十九兩七錢五分を元寶にて受取りたるものにして、其の計算法下の如し、當日の相場庫平一兩は京錢三千七百文なり、

30.25 × 3,700 ＝ 111,925

即ち三十兩二錢五分は京錢の一百十一吊九百二十五文に當る而して、

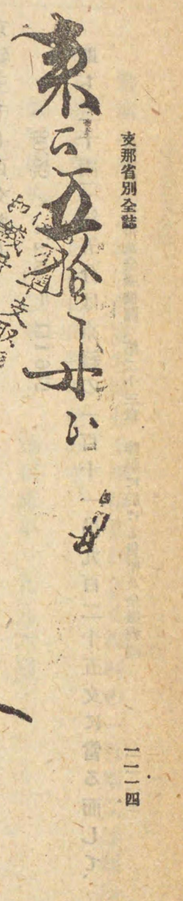

$$\frac{111{,}925}{2} = 55{,}962$$

即ち五萬五千九百六十二文を實價とす、又錢莊は九百八十文を以て一串文と計算するを以て、

$$55{,}962 \times \frac{980}{1000} = 54{,}843$$

實際は五十四吊八百四十三文の勘定なり。

第二十四章　濟寧州に於ける金融機關

第一　錢莊

商務總會の內に錢業公所を設く商業盛なるを以て金融界亦活潑なり、先づ濟寧に於ける錢舖は十八家あり、其名を擧ぐれば、

鼎豫	廣通	義茂	萬豐
寶源	恒益	恒聚	恒豫
義亨	復豫	同益	豫順
滙源	義源	復昌	華豐
瑞盛	義源	致和	即是なり。

預金は定期預金三箇月なれば三厘、六箇月四厘、一箇年なれば五厘の利息を附し、當座預金は二厘なり、手形には銀票と錢票とあり、これ姑人北洋湖北のもの通ずれども制錢を主とすれば一千文、二千文、三千文、五千文等の票子を發行するなり、銀票は兩を以てす。

第二　金店としては東盛一家あり、金銀の賣買、金屬の細工を營む、爐房には化銀的とあり、前者は元吉、公元等四家あり、後者は十二三家あるを見る、各地より銀塊馬蹄銀又は銀塊、銅塊等を輸入したるものは、之を爐房に託すれば、爐房は其品質重量を檢査して之に對し相當の封價を委託者に交附す、而して右銀塊馬蹄銀又は銅塊を必ず當地通用の銀錠又は銅貨に改鑄す

第三　當　舖

當地には當舖三あり、

千吉　豫豐　南門裡西馬道

裕興　西門裡大平街

豫豐は咸豐年間より開き資本三十四萬兩千吉は同治初年に開き資本十萬兩裕興は光緒初年に開き資本十萬兩といふ。

質入貨物は各種のものありて一定せざれども、衣服最も多く銀首飾、銅錫器具、農具、什器等之に亞ぐ、其質入人は地方農家に多し。

期限は二十四箇月にして、當利月二分なり、計算法は一月を超ゆる五日迄を一箇月とし六日以上となれば二箇月に計算す。

第二十五章　沂州府に於ける貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

沂州府城は人口約四萬、北に沂水縣を扣へ、東南日照縣を經て海路青島に通ずべく、東北に莒州、西北に蒙陰、泰安あり、此地一帶農產物の集散地にして商業見るべきものあり、從て金融機關も發達し其業務も亦復雜なり。

通貨の種類は鷹洋、銅元、制錢及錢票にして銀錠は殆どなし、制錢銅元を主とす相互相場は各錢舖の代表者が每日一回乃至二回商務總會に集りて決する所なり、足色寶銀一兩の價格は三吊七百文より四吊の間を上下し、現に三吊九百五十文なれ共、秋季農產物買入に至れば制錢の需要增し其價格大に高まるが故に三吊七百文內外となる。

當地に於ける一吊の價格は九底錢にして一吊は九百九十二京錢即ち制錢四

百九十六個、銅元四十九・六個なりとす、又當地に於て九八錢の計算を用ゆること
あり、即ち一吊を九百九十京錢四百九十制錢となす錢莊滙票を買入るゝ時、雜貨
店の貨物買入の時などの計算法として用ひらる。
今附近の取引密接なる二三所の計算法を示せば次の如し、

日照縣	九八錢	
莒州	九九錢及九八錢	
關西坡	九九錢	

沂州平と山東各地の平との比較を示せば

沂州平一〇〇兩	莒州平	九九・〇―九八・九
〃	沂水平	九八・九
〃	蒙陰平	一〇七・〇―一〇六・四
〃	萊蕪平	九七・二
〃	新泰平	九九・九
〃	膠州平	一〇三・二―一〇三・〇
〃	濰縣平	一〇一・二

第二節　金融機關

錢舖四十二あり、名稱次の如し、×號は錢業を專業とする者なり。

永祥和	×聚昌	增隆	玉增	玉生和	中和
永泰	×益聚	×復典	×廣聚	豐聚和	典

以上城外南關に在り、南關には巨商集り錢莊も亦此の地點に最も多し、

恒義	廉評	廣和	
同德	玉祥和	×廉成太	
和太	德成	大亨水	
廉豐	仁源成		

以上城裏路西に在り、廉成太號は比較的大なるものにして資本五萬吊、錢票發

行高十萬吊と稱す、財東を崔貞といふ、

增　祥　×春　生　和　仁　源　厚
廣　增　怡　源　王　成　和（財東張守仁）
振　典　長　恒　恒　貞
隆　盛　泰　德　豐　厚

以上城裏路西に在り資本は七八千吊より、大なるものは十萬吊に至ると云ふ、尙最近中國銀行は代理店を設けたるも專ら官金の取扱に當る。

錢莊、錢舖は一の組合を結び、取引關係密接にして互に資本の融通を計り、各舖子の發行せる錢票は組合に加入し居るもの何れに於ても之が兌換に應ずるなど甚だ進歩したるものあり、他に外行と稱して二十餘の雜貨店が錢票を發行するものあれ共、上記の組合に加入せざるものなるが故に其の票子の信用も從つて小なるを免れず。

業務の主なるものは錢票の發行、兩替及貸付、預金なりとす、票子の發行高は大體に於て資本の倍額に上り、準備金は資本の大小によりて異なれ共四五割なりと稱す、貸付の場合に於て顧客の需めに依りて之を發行し又雜貨糧食等を兼業するものに在りては穀類、落花生、土布等の買入に際して自己の錢票を發行し支拂に充つるを常とす、故に其利甚だ大なるを察すべし。

貸附金に對する利子歩合は、時期に依り金融狀態の如何により差あるは當然なれども、百吊に付き十箇月十五吊より二十吊位を上下し、預金利子は八吊より十吊位の間に在り。

當地の錢莊は多く爲替業をも兼ね其の取引先は青島、濟南、上海の三箇所とす爲替相場變動の大なる原因は落花生の輸出なり、即五月より九月に至る間其の出廻り盛なる時は、錢莊の買爲替甚だ多額に上るが故に相場は低落し、其他の時期に於ては棉布、マッチ等の輸入あり輸出少き故に相場は上騰す、手形額面は皆兩を以て表し、必要に應じて其の日の相場を按し元又は制錢に換算す。

當地に於て最も多く賣買するものは靑島宛手形にして、之を靑票と稱す、沂州に於ける靑票の價格を定むる方法は次の如し、

今靑票一千兩を沂州制錢に換算するには、

1000兩×968×3.950＝3823.吊600文

即ち三千六百二十三吊六百文に當る、其理由は膠州平千兩は沂州平の九六八に當るを以て之を乘じて沂州平に改め、尋て沂州一兩の當日相場三吊九百五十文を之に乘じ以て膠州一千兩が沂州制錢幾何に當るやを計算するなり

第二十六章　莒州に於ける金融機關

莒州は人口五千の小市にして物產の見るべきものなし、通貨の種類相場は諸城と異なるなく、標準銀亦然り、當地通用の平は半蘇半廣平と稱し、又莒平とも呼ぶ、膠州平一千兩は莒平の九百五十八兩に當る。

金融機關も甚だ幼稚なるを免れず、錢舖十一あれ共悉く雜貨商を兼ね、專門に錢業を行ふものなし、其の字號掌櫃的の名を擧ぐれば次の如し、

廣興	郭鴻烈	同泰　不明
恒典合	李書金銓	震典　（綢緞行を兼ぬ）
恒和豐	趙維洲	崇典泰　萬客亭
崇典東	張廣福	
隆典泰	不明	
廣裕	同	

資本の最も大なるものは三百元なりといふ爲替の業務を取扱ふものなく、業務の主なるものは、貸付、預金、及錢票發行なりとす貸付は保證人を立てゝ始めて行はる、利率は金融の狀態に依りて同じからざれ共普通一箇月二三分なり。

錢票は各舖之を發行し幅四寸長さ一尺位の大なるものにして其の額面は一定せず、發行額は資本金の二倍內外にして、發行額の約半額の準備あれば信用厚し。

三典秀　不明
公典　同

第二十七章　蒙陰縣の貨幣及金融機關

蒙陰縣は人口二三千の小市にして寂寞なり、通貨には站人、北洋を主とし、墨銀流通せず、一吊は九八錢にして九百八十京錢を以てす、銀錠流通せざれども、其平は蒙陰平と云ひ、標準銀を足色寶銀とす。

蒙陰平　一〇〇兩＝　沂州平　九三〇兩
＝　泰安平　九六四
＝　濟南平　九四五

錢舖大小八ありと雖も、營業狀態甚だ振はず、字號を記すれば、

長盛公	洋布雜貨を兼業す	東關
廣豐號	同上	同上
益豐公	錢行專門	同上
益豐永	同上	同上
和盛號	同上	同上
恒順號	同上	北關
泰盛號	同上	西關
廣典泰	洋布を兼業す	北關

其の業務は存欵、放欵、錢票發行、兩替等にして、爲替を取扱ふものなし、放欵の利子は百吊に付き二、三吊の間に在り、農產物出廻の時期に於て利率高きは勿論な

り、存欵には利子を附せず、錢票を發行するには多く半額內外の準備金を貯ふるを常とし、其の信用厚く城內は元より城外約三十支里の外に於ても流通す。

第二十八章　曹州府に於ける金融機關

此の地は農業の中心地にして、且つ交通便ならず、商業發達せず、錢莊の如き未だ之を見ず、錢舖六家あれども何れも小規模なり。

乾茂元	祥昇永	榮德太
俊太隆	謙源益	英茂德

就中乾茂元を稍大とすれども他地方に比較すれば同一の論にあらず、他所より來る滙兌に對して支拂をなせども極めて小額なり、自家よりは全く滙票を發行せず、預金は利子を附せず、放欵は長期は一分五厘にして期限短きものは三分なり、一百吊を單位とす、期限は十箇月を普通とし、一年のものもあり、乾茂元、祥昇永、榮德太の三家は一吊の錢票を發行し、俊太隆は二吊のものを發行す。

當舖には吉隆當舖と稱するもの東西大街にあり、期限二十四箇月にして、利子

二分なり、當稅年に三百五十兩を納む。

第二十九章　青州府の貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

青州府の通貨は其種類濰縣に同じ。

銅錢は其品質重量共に良好にして、其七個を以て銅元一個に充つ、其計算法は濰縣に同じ、其一個は二京錢に當り一個を以て一文とする時は之を大錢と云ふ、普通取引に於て幾何錢と云ふ時は必ず京錢を意味す、大錢の時は特に若干大若くは若干大錢と稱す、即ち五百錢とは五百京錢を意味し、大錢は之を五百大若しくは五百大錢と稱す、市民一般銅元よりも制錢の授受を喜ぶ傾あり。

龍洋墨銀及び小洋錢皆流通す、龍洋と墨銀とは同一の價格にして小洋錢に對し五六分の打歩を有す、洋錢は湖北のもの最も能く流通す。

德華銀行兌換券は大商店間に流通し最も流通の良きものは中國銀行、山東銀行及び益原成銀號發行の銀票及以上三銀行及當地錢莊發行の錢票なりとす、益原成發行の銀票は青平足寶票なり。

青州府の標準秤は青平と稱す、標準成色は足寶とす、

青平一〇〇兩＝膠平一〇一三〇兩

＝上海九八規銀一〇七三八兩

第二節　金融機關

青州府に於ける支那銀行には錢莊及び小錢舖あり、錢莊は其資本七八千兩乃至二三萬兩を有し、專ら銀行業を營み、小錢舖は多く他の業務を兼營し、兩換を主とす、錢莊の重なるものを擧ぐれば、

城內　降成　益祥成　意信誠

東關　永太　元吉　天聚太　晉泰　吉祥成　滙豐長　益原成

北關　致和太　東興永　益豐　晉升太

其營業は凡て濰縣に同じ故に之を略す。

東關に太興、祥太の二銀爐あり、其鑄造料は、

五十兩內外の元寶銀一個に付　三百京錢
十兩　同　四十京錢
青州の當舖は一家あるのみ其利子、期限は凡て濰縣に同じ。

第三十章　博山縣の貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

博山縣に於ける通貨の種類は大略濰縣青州府に同じ。
銅錢は濰縣青州に比せば粗惡なるものを混ずること多く、從て九個內外を以て一銅元に充つ、試に濰縣及び博山に於ける墨銀に對する銅錢の相場を示さん。

濰　縣　一吊六百三十京錢（七月二十九日）
博　山　二吊一百京錢（八月七日）

銅錢の計算法は濰縣に同じ、
博山にては制錢より銅元を使用するを喜び、各錢莊の發行する錢票は凡て銅元に對するもののみなり。

銀元小洋は吉林省の小洋錢を除くの外流通す、紙幣には德華銀行兌換券及び各莊の發行する錢票あり、後者は現金と同樣に授受せらる。
銀錠には博平を用ゐ其成色は足實なり、
博平一〇〇兩＝膠平　九五八兩

第二節　金融機關

第一　錢莊
博山縣には錢莊凡て十五家あり、其重なるものは廣泰公、三珠堂、祐太公、義盛公、裕盛恒なりとす、其營業方法は略濰縣、青州に同じければ之を畧す、

第二　銀爐
鴻昌銀爐唯一家あるのみ、其營業規模凡て濰縣に同し、其鑄銀手數料は、
五十兩內外のもの一個に付　二百京錢
十兩　同　三個銅元

第三　當舖

博山縣には當舖なるものなく、捎腳虔と稱して衣服の質のみを取るもの凡て十一家あり質錢一吊に付腳錢として六十文を天引して九百四十文を與ふ而して利子は尙一吊文に對して收むるものとす其利子歩合は、

一箇月一吊文に付　銅元一個
二箇月同　同　二個
三箇月同　同　三個

以下之に準ず、捎腳虔は當舖に比し其規模甚だ小なり。

第三十一章　諸城縣の貨幣及金融機關

當地の流通貨幣は高密地方と異なる所なけれども、白銅は全く流通せず、大正三年七月十一日の調査に由る各貨幣の交換割合を示せば左の如し、

鷹洋一元　二吊六百二十文　北洋十二角　銅元百三十箇
小洋十角　二吊二百文
小洋一角　十一箇銅元

銀一兩　三吊九百四十文

通貨の大部分を占むるものは銅元にして制錢之に次ぎ銀元も亦少からず、小洋は極めて少く、銀兩は名目に止まり、銀錠殆ど流通することなし。

此地通用の平は諸城平と稱し標準銀は地方一帶皆同じく足色寶銀にして膠州、高密など皆同一なれば流通銀の換算には單に平の差を見れば足るものとす。

諸城平一〇〇兩＝膠州平一〇四・九兩

錢票は四家の錢舖に依りて發行せられ皆吊を以てし其の形式は高密と大同小異なり、硬貨を以て特に錢舖に向ひ錢票の發行を求むる時は、一吊に付八文の手數料を收むといふ、其の發行額大ならざるため割引なく流通圓滿なり。

當地には錢舖總て八あり、其の字號及掌櫃的の姓次の如し。

義利	掌櫃的王	裕成	王
正豐	同　宋	德來	郭
隆泰	同　不明城外にあり	利詳	劉
春詳	同　于	恒姓泰	王洪齊

右の中義利、正豐は最大にして銀の賣買をなし、又隆泰、裕成と共に錢票の發行をなす。

當地の各銀舖にも亦爲替事務を取扱ふものなし。

第三十二章　登州府の貨幣及金融機關

第一節　流通貨幣

流通貨幣は制錢、銅元、小洋、銀元銀錠及錢票にして其他外國紙幣の入り來ること黃縣等に同じ。

當地の吊は大錢にして制錢一個を一文とし、銅元一枚は十文從て銅元一百枚を以て一吊文とす、是れ黃縣以南龍口、萊州沙河、平度、即墨等の地方と慣習を異にする所なり。
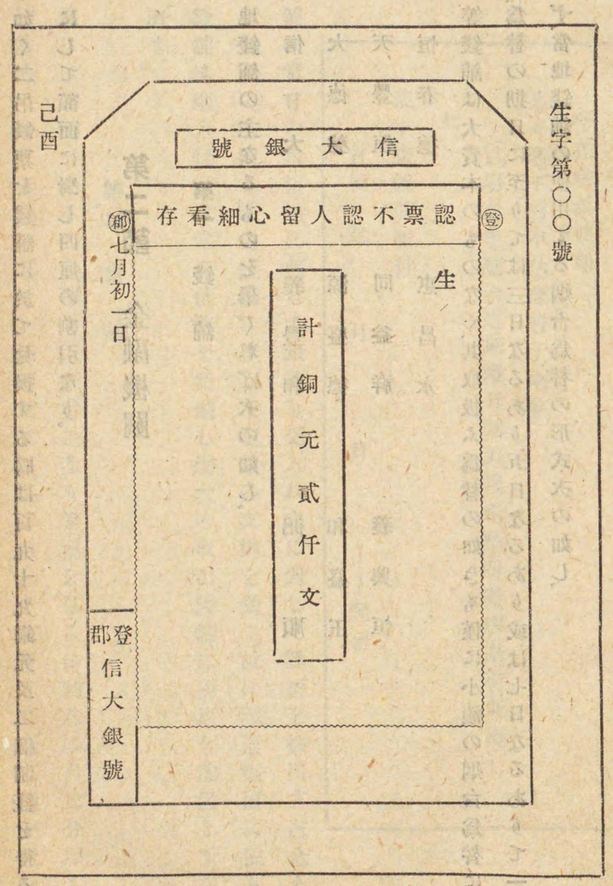
當地の錢票は鴻順、義豐和、信大の三家より發行す、其額面金額二吊文一種にして、錢票の形式は、